

予算特別委員会

令和元年12月17日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和元年12月17日（火） 午前9時30分 開会
午後5時04分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	岡 本 吉 司
副委員長	松 林 謙 司
委 員	杉 本 訓 規
〃	奥 本 佳 史
〃	谷 原 一 安
〃	川 村 優 子
〃	増 田 順 弘
〃	西 川 弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 長	下 村 正 樹
議 員	内 野 悦 子
〃	吉 村 優 子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	松 山 善 之
教 育 長	杉 澤 茂 二
企画部長	吉 川 正 人
人事課長	板 橋 行 則
企画政策課長	高 垣 倫 浩
情報推進課長	高 橋 勝 英
総務部長	吉 村 雅 央
総務財政課長	米 田 匡 勝
生活安全課長	竹 本 淳 逸
税務課長	椿 本 真 司
管財課長	吉 田 和 裕
会計管理者	門 口 昌 義
市民生活部長	前 村 芳 安

市民窓口課長	増井朋子
保険課長	新澤明子
産業観光部長	早田幸介
農林課長	芝浩文
商工観光課長	吉村和則
都市整備部長	松本秀樹
建設課長	安川博敏
保健福祉部長	巽重人
社会福祉課長	林本裕明
長寿福祉課長	中井智恵
こども未来創造部長	中井浩子
子育て福祉課長	井上理恵
教育部長	森井敏英
学校教育課長	内蔵清
教育総務課長	吉井忠
生涯学習課長	西川育子
体育振興課長	植田和明
学校給食センター所長	油谷知之
図書館長	吉村賀央
上下水道部長	西口昌治
下水道課長	井邑陽一
水道課長	福森伸好

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治
書記	吉村浩尚
〃	高松和弘
〃	関元瞳
〃	福原有美

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第73号 令和元年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第74号 令和元年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第75号 令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第76号 令和元年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第77号 令和元年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第78号 令和元年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前9時30分

岡本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。師走の大変お忙しい中、お集まりいただきました。本当にありがとうございます。今年は暖冬ということで、大変暖かいというか、そういうところで過ごしておると思うわけでございますが、12月6日から始まりました。12月議会、各委員の皆さん方、大変遅くまでご審議をいただきました。お疲れのことと思います。本日、予算特別委員会にご出席賜りまして、本当にありがとうございます。本日も、予算審議、慎重に審議していただきまして、最後までご協力のほどよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、委員外議員の出席の方をご紹介します。吉村優子議員、内野議員。

発言される場合につきましては、必ず挙手をいただきまして、指名いたします。マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されますようお願いをいたします。

ここで、予算特別委員会の開会に当たりまして、事前に進行及び審査方法につきまして確認したいと思います。まず、審査の順につきましては、お手元に配付の予算特別委員会次第に記載の順番に、1議案ごとに上程をして採決を行いたいと思います。

次に、一般会計補正予算の審査方法でございます。これまで、一般会計補正予算の歳出歳入は、一括で説明を受け、全ての内容に対する質疑を行い、質疑終了後に、議員間討議、討論、採決を行っておったわけでございますけども、今回の補正予算の範囲につきましては、歳出で1款から8款まででございます。委員会室に入れる理事者側の人数にも限りがありますので、提案説明については一般会計補正予算の歳出歳入を一括で説明を受けます。そして、質疑につきましては、まず、歳出の1款から4款までの部分と、その歳出に関連する歳入の部分につきまして質疑を行います。4款までの質疑終了後に、理事者側の職員の入れかえを行いますので、歳出の5款から8款までの部分と、その歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。そして8款までの質疑終了後に引き続いて、議員間討議、討論、採決を行います。

特別会計の補正予算につきましては、これまでと同様に歳出歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行いたいと思います。

また、本日の委員会資料として、消防団の屯所に関する図面と、国鉄・坊城線に関する図面が机の上に置いておりますので、ご報告をいたしたいと思います。

これまでのことにつきまして、進め方あるいはご意見等ございましたら、おっしゃっていただきたいと思います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 ないようでしたら、今、説明したとおりに委員会運営を行うことといたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案審議に入ります。

初めに、議第73号、令和元年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

本案につきまして、提案者の説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第73号、令和元年度葛城市一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げたいと思います。まず初めに、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億265万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億4,425万2,000円といたすものでございます。また、第2条におきましては、継続費の補正を、それから第3条におきましては、繰越明許費の設定を、第4条では債務負担行為の補正を、第5条では地方債の補正をお願いするものでございます。

それでは、予算書の5ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは第2表継続費補正についてでございます。補正内容といたしましては、追加と変更がございます。まず、追加の方でございますけれども、8款教育費、2項小学校費の小学校体育館空調設備設置事業におきまして総額3,780万円。令和元年度の年割額を1,700万円。令和2年度の年割額を2,080万円とし、第3項の中学校費の中学校体育館空調設備設置事業で総額1,560万円。令和元年度の年割額を710万円、令和2年度の年割額を850万円とするものでございます。次に、変更でございますけれども、6款土木費、2項道路橋りょう費の国鉄・坊城線整備事業で補正前の総額11億6,278万3,000円に、100万円を追加し、令和2年度の年割額として追加をいたすものでございます。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは、第3表繰越明許費についてでございます。2款総務費、1項総務管理費の移動系防災行政無線デジタル化整備事業で6,480万円。7款消防費、1項消防費の消防団屯所建替事業（第1分団、第5分団）、こちらで1億3,574万円を今回新たに設定するものでございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは、第4表債務負担行為補正についてでございます。今回、翌年度に予算計上を予定しております事業について、あらかじめ債務を負担する期間及びその限度額を設定するもので、消防団屯所建替事業（第2分団、第4分団、第6分団）におきまして、令和2年度までの期間で1億9,780万円。それから、東京2020オリンピック聖火リレー運営事業におきまして、令和2年度までの期間で393万9,000円を設定するものでございます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは、第5表地方債補正についてでございます。補正内容といたしましては、変更ということでございまして、上から社会資本整備総合交付金事業で補正前の限度額から2,010

万円を減額し、3億1,650万円とするものでございます。次に、非常備消防事業で補正前の限度額に3,550万円を追加し、1億4,290万円とするものでございます。次に、小学校施設整備事業で、補正前の限度額に50万円を追加し、1,700万円とするものでございます。次に、中学校施設整備事業で、補正前の限度額に40万円を追加し、700万円とするものでございます。次に、体育施設事業で、補正前の限度額に350万円を追加いたしまして、2,640万円といたすものでございます。なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、事項別明細書の11ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、歳出の事項別明細書よりご説明をさせていただきます。なお、今回の補正予算では、職員の配置や人事異動、それから、人事院勧告に伴う人件費の補正が多く含まれておりますが、人件費総額では6,402万9,000円の減額というふうになってございます。

それでは順に説明を申し上げます。1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。補正額は248万1,000円の追加で、人件費の追加となっております。

それから次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。補正額は581万円の減額です。人件費で694万9,000円の減額。それから12ページに移っていただきまして、一般管理事業におきまして、7節賃金で、職員に欠員が生じ、臨時雇用職員で対応する必要があるということで47万9,000円の追加をお願いするものでございます。また、財政運営事業におきまして、13節委託料におきまして、令和2年度から始まる会計年度任用職員制度に対応するため、財務会計システムを改修する必要があり、66万円の追加をお願いするものでございます。次に、3目会計管理費でございます。会計管理事業におきまして、7節賃金で職員の育児休業等に伴い、その代がえとして臨時雇用職員で対応するため、30万円の追加をお願いするものでございます。次に、4目財産管理費でございます。市有財産管理事業におきまして、12節役務費、建物災害共済保険料で27万6,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費でございます。補正額は577万7,000円の追加で、人件費の補正となっております。次に、13ページに移っていただきまして、3目過年度支出金でございますけれども、補正額は300万円の追加で、23節償還金利息及び割引料で過誤納金還付金でございます。

次に、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費でございます。補正額は15万6,000円の追加で、人件費で19万9,000円の減額、それから14ページでございますけれども、個人番号カード関連事業で35万5,000円の追加でございます。

次に、2款総務費、4項人権啓発費、1目人権啓発費でございます。補正額は542万7,000円の減額となっております、人件費の補正ということでございます。

次、15ページでございますけれども、2款総務費、6項統計調査費、2目基幹統計費でございます。補正額は110万円の減額で基幹統計事業におきまして統計調査員・指導員報酬で125万2,000円の減額、それから調査協力謝礼ということで報償費で15万2,000円の追加というふうになってございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。補正額は693万8,000円の減額で、人件費におきまして1,676万3,000円の減額、それから後期高齢者医療事業の19節負担金補助及び交付金で800万6,000円の追加、次に、16ページに移っていただきまして、生活困窮者自立支援事業の23節償還金利子及び割引料で181万9,000円の追加でございます。続きまして、4目障害者福祉費では2,343万9,000円の追加でございます、心身障害者医療扶助事業の20節扶助費で370万円の追加、それから自立支援給付事業の23節償還金利子及び割引料で国庫負担金並びに県費負担金の返還金で1,964万円の追加、それから障害児通所給付事業の23節償還金利子及び割引料で、国庫負担金と県費負担金の返還金といたしまして7万8,000円の追加、それから障害者及び介護者各種手当事業というところでございますけれども、23節償還金利子及び割引料で国庫負担金の返還金として2万1,000円の追加でございます。続いて5目の老人福祉費では補正額が54万4,000円の追加でございます、重度心身障害老人等医療扶助事業におきまして、23節償還金利子及び割引料で、県補助金の返還金となっております。次に、17ページの7目いきいきセンター管理運営費でございます。補正額が20万7,000円の追加で、人件費の補正となっております。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。補正額は3,768万7,000円の追加でございます、人件費におきまして460万5,000円の追加、それから乳幼児医療扶助事業で、20節扶助費におきまして340万円の追加、次、18ページに移っていただきまして児童扶養手当事業の20節扶助費で2,968万2,000円の追加でございます。次に、3目保育所費でございます。補正額は4,774万1,000円の減額でございます、人件費におきまして1,948万4,000円の減額。それから市立保育所運営事業、7節賃金におきましては2,853万9,000円の減額。それから、市立保育所管理事業におきましては、12節役務費で4万円の追加、それから13節委託料で24万2,000円の追加でございます。次に、19ページの4目児童館費でございます。補正額が3,239万1,000円の追加でございます、人件費で89万4,000円の減額。それから、児童館・学童保育所運営事業におきまして、7節賃金で1,207万7,000円の減額。児童館・学童保育所管理事業におきましては、11節需用費修繕料で13万8,000円の追加。それから、15節工事請負費で22万4,000円の追加、それから、17節公有財産購入費で4,500万円の追加でございます。次に、5目ひとり親家庭等福祉費でございます。補正額は116万円の追加で、ひとり親家庭等医療扶助事業におきまして、20節扶助費の追加となっております。次に、6目地域子育て支援センター事業費でございます。補正額は517万9,000円の追加で、人件費の補正となっております。次に、20ページに移っていただきまして、7目こども・若者サポートセンター事業費でございます。補正額は341万4,000円の追加で、人件費の補正となっております。

次に、3款民生費、3項国民年金事務取扱費、1目国民年金事務取扱費では、補正額は388万3,000円の減額で人件費の補正でございます。

次に、21ページでございます。3款民生費、4項生活保護費、1目生活保護総務費でございます。補正額は872万2,000円の減額でございます、人件費で890万9,000円の減額。生活保護総務事業の23節償還金利子及び割引料で18万7,000円の追加でございます。それから次

に、この21ページの1番下から次の22ページにかけてでございます。2目の扶助費でございます。補正額は4,851万9,000円の追加でございます。生活保護費支給事業におきます23節償還金利子及び割引料で、国庫負担金返還金の追加となっております。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、6目保健施設費でございます。補正額は605万1,000円の減額で、人件費の補正となっております。次に、7目環境衛生費でございます。補正額は309万8,000円の追加で、人件費の補正となっております。

次に、23ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費でございます。補正額は490万円の追加で、人件費の補正となっております。次に、2目塵埃処理費でございます。補正額は552万2,000円の減額で、人件費の補正というふうになってございます。

次に、24ページ、5款農林商工費、1項農業費、2目農業総務費でございます。補正額が84万7,000円の減額で、人件費の補正となっております。次に、6目農地費でございます。補正額が6万5,000円の追加で、人件費の補正ということでございます。次に、25ページ、7目休養センター管理費でございます。補正額は20万6,000円の追加でございます。農業者健康管理休養センター管理事業におきまして、11節需用費、光熱水費の補正ということでございます。次に、10目団体営土地改良事業費でございます。補正額は4,954万5,000円の追加でございます。人件費で45万5,000円の減額。それから、団体営土地改良事業の13節委託料、ため池ハザードマップ作成業務委託料で5,000万円の追加でございます。

次に、3項商工費、1目商工振興費でございます。補正額は208万1,000円の減額で人件費の補正となっております。次に、26ページをお開きいただきたいと思っております。2目観光費でございます。補正額は284万6,000円の減額で、人件費の補正ということでございます。次に、3目相撲館費でございます。補正額は165万6,000円の減額でございます。人件費で2万4,000円の追加、相撲館管理事業、15節工事請負費で168万円の減額となっております。

次に、27ページでございます。6款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございます。補正額が1,340万8,000円の減額で、人件費の補正となっております。

次に、2項道路橋りょう費、3目尺土駅前周辺整備事業費でございます。補正額は1,178万7,000円の減額で、人件費の補正ということでございます。次に、28ページでございます。4目国鉄・坊城線整備事業費でございます。補正額は2,970万3,000円の減額でございます。人件費で1,509万7,000円の追加、それから国鉄・坊城線整備事業におきまして13節委託料、測量設計委託料で1,200万円の追加、それから、15節工事請負費で5,680万円の減額ということでございます。

次に、29ページ、4項都市計画費、1目都市計画総務費でございます。補正額は956万7,000円の減額でございます。人件費の補正ということでございます。次に、2目公共下水道費でございます。補正額は312万3,000円の減額となっております。28節繰出金、そして、下水道事業特別会計繰出金の補正ということでございます。次に、4目吸収源対策公園緑地事業費でございます。補正額は398万3,000円の追加で、人件費の補正ということでございます。

次に、30ページに移りまして、7款消防費、1項消防費、2目非常備消防費でございます。

補正額が3,550万円の追加で消防団屯所管理事業におきます、15節工事請負費の追加となっております。

次に、8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございます。補正額は843万4,000円の追加でございます。人件費で626万1,000円の追加、次に、31ページに移っていただきまして、学校給食特別会計繰出金といたしまして、217万3,000円の追加でございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費でございます。補正額は353万9,000円の減額でございます。人件費で129万8,000円の追加、それから小学校管理事業の11節需用費修繕料で50万6,000円の追加、15節工事請負費で550万円の減額。それから16節原材料費で15万7,000円の追加となっております。

次に、3項中学校費、1目学校管理費でございます。補正額は574万2,000円の減額でございます。人件費で504万4,000円の減額、それから、32ページの方に移っていただきまして、中学校運営事業におきまして、18節備品購入費で113万9,000円の追加、それから中学校管理事業の方で、15節工事請負費で190万円の減額。それから、16節原材料費で6万3,000円の追加となっております。

次に、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費でございます。補正額は163万9,000円の減額でございます。人件費で192万9,000円の減額。それから33ページに移っていただきまして、幼稚園管理事業、11節需用費修繕料で29万円の追加でございます。

次に、5項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。補正額は152万円の減額で、人件費の補正ということでございます。次に、3目文化財保護費でございます。補正額は6万9,000円の追加でございます。文化財保護事業、7節賃金で3万5,000円の減額。次に、34ページ、8節の報償費で28万7,000円の減額。それから、9節旅費で2万円の追加。11節で23万8,000円の追加、13節委託料では16万3,000円の追加、14節使用料及び賃借料で3万円の減額というものでございます。次に、4目公民館費でございます。補正額は276万1,000円の追加でございます。人件費で23万9,000円の減額。それから、35ページに移りまして、公民館分館運営事業におきまして、19節負担金補助及び交付金におきましては、公民館分館等施設設備整備事業補助金で300万円の追加となっております。次に、5目コミュニティーセンター管理運営費でございます。補正額は19万2,000円の追加で、人件費の補正ということでございます。次に、6目文化会館費でございます。補正額は110万7,000円の追加で、人件費の補正ということでございます。次に、7目図書館費でございます。補正額は732万7,000円の減額で、人件費で824万1,000円の減額。それから、36ページに移っていただきまして、図書館運営事業におきましては、7節賃金、臨時雇用賃金で91万4,000円の追加となっております。次に、8目歴史博物館費でございます。補正額は578万2,000円の追加で、人件費の補正ということでございます。

次に、37ページに移っていただきまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。補正額は34万5,000円の追加で、東京2020オリンピック聖火リレー運営事業費といたしまして、19節負担金補助及び交付金といたしましては、東京2020オリンピック聖火リレー負担金の追加というものでございます。最後に、2目体育施設費でございます。補正額は

812万1,000円の追加でございます。人件費で454万6,000円の追加、それから、當麻スポーツセンター管理事業におきましては13節委託料で、測量設計等委託料357万5,000円の追加ということになってございます。

その次、38ページ、39ページでございますけれども、今回の補正につきましては人件費の補正というものを計上いたしておりますので、38ページは、特別職、それから39ページでは一般職についての補正予算給与費明細を添付させていただいております。

歳出は以上となります。

続きまして、歳入に移らせていただきたいと思います。事項別明細書の9ページにお戻りいただければというふうに思います。

まず最初に、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税では、補正額が800万円の追加で、普通地方交付税の追加でございます。それから、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、補正額が989万4,000円の追加で、児童扶養手当負担金でございます。

続きまして、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、補正額が405万円の追加で、個人番号カード交付事務費補助金でございます。次に、5目土木費国庫補助金では2,240万円の減額で、国鉄・坊城線整備事業補助金の減額となっております。

次に、14款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金では、補正額が308万3,000円の追加で、乳幼児医療費補助金で146万円の追加、心身障害者医療費補助金で133万3,000円の追加、ひとり親家庭等医療費補助金で29万円の追加となっております。続いて、4目農林商工費県補助金でございます。補正額が5,000万円の追加で、団体営土地改良事業費補助金でございます。

次に、3項県委託金、1目総務費県委託金では、補正額が110万円の減額で経済センサス委託金といたしまして80万円の減額、それから、全国家計構造調査委託金で30万円の減額となっております。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、2目教育基金繰入金では、補正額が840万円の減額となっております。次に、10ページに移りまして、18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、補正額が3,824万8,000円の追加ということで、前年度の繰越金ということでございます。

次に、19款諸収入、3項雑入、3目過年度収入では、補正額が138万円の追加となっております。次に、4目雑入では、補正額が10万4,000円の追加で、休養センター電気等使用料で3万6,000円の追加、障害者自立支援給付費返還金で5万9,000円の追加、當麻スポーツセンター復旧工事に係る水道使用料で9,000円の追加でございます。

次に、20款市債、1項市債、4目土木債でございます。補正額が2,010万円の減額ということで、国鉄・坊城線整備事業に係る地方債の補正ということでございます。次に、5目消防債では、補正額が3,550万円の追加で消防団屯所管理事業に係る地方債の補正ということでございます。最後に、6目教育債では、補正額が440万円の追加で、小学校管理事業債で50万円、中学校管理事業債で40万円、當麻スポーツセンター管理事業で350万円のそれぞれ

追加ということでございます。

以上で、本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岡本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明願いました本案に対する質疑に入っていきたいと思います。先ほど言いましたように、今は1款から4款までということで、お間違いのないようによろしく願いいたします。

それで、まず歳出の方から質疑をしていただきたいと思います。

谷原委員。

谷原委員 最初の進め方のことなんですけども、2表とか3表とかは後ですか。歳出の方から先ということですか。

岡本委員長 いや、関連する分やから、聞いてもらっても結構やと思いますけども。

谷原委員 ああ、そうですか。

岡本委員長 思いますけども、先、歳出行った方がわかりやすいかなと思って、言うだけで。

谷原委員 じゃあ、歳出からということで。関連があればということですね。

岡本委員長 どっちでも結構です。

谷原委員 それだけです。

岡本委員長 ほかに質疑ありませんか。

奥本委員。

奥本委員 おはようございます。奥本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から質問をさせていただきます。まず11ページ。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中の共済費1,759万円の減額となっています。で、そのページめぐりまして、次の12ページの同じ共済費の中の社会保険料1,600万円の減額、これ2つなんですけども、大幅な減額となっているその理由、ちょっとお伺いしたいと思います。それが、まず1点です。

で、2点目。18ページ、これは、2項児童福祉費の3目保育所費の中の、これ全部4,774万1,000円の減額になっていますけども、まず、この中の市立保育所運営事業のところの保育士賃金2,853万9,000円の減額は、保育士が不足して予算を組んだということになっていたと思うんですけども、これだけ減額したという、これは、実際に、この保育所、回っているのかどうかという疑問が当然起こってくるので、その辺はどうかということと、同じく、現状の保育士の数をお伺いしたいと思います。

以上、3点お願いします。

岡本委員長 板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。よろしくお願いいたします。

まず、私の方からは、11ページから12ページに載っております共済費の減額について説明させていただきます。

共済費減額の中、特に、社会保険料で1,600万円の減なんですけれども、こちらにつつま

しては、嘱託等の雇用者につきまして、健康保険あるいは雇用保険の方を一括で人事課の方で持っております。当初、各課から、これだけの方、採用しますよと、採りますよということで上がっていたんですけれども、そちらが採用なかったということで、金額が減ったということになります。

以上です。

岡本委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。よろしくお願いたします。

私の方からは、2点目、3点目についてお答えさせていただきます。

まず、保育所の保育士の賃金の減額を上げさせていただいております。金額は2,853万9,000円でございます。市立公立保育園3園に係る臨時雇用保育士の賃金において、今年度における予算の執行状況を把握した中で減額するものでございます。保育士賃金につきましては、申し込みのあった児童全員を受け入れることのできる保育士の確保を図り、働き方改革に向けた職場環境改善のための職員配置を目標に、予算を組んでいたところでございますが、実際の入所者数が、申込人数よりも減少したことにより、確保しなければならない保育士の必要人数が少なくなったこと、また、職場環境をよくするために、余裕のある職員配置を目指しておりましたが、そのための保育士の雇用ができなかったことなどによるものでございます。

そして、保育所は回っているかというお問い合わせでございます。現実、今もシフトを工夫しながら、回しているところでございます。また保育士の数、こちらに係ります保育士の数でございます。当初、臨時雇用保育士を46人分で予算計上していたところでございます。実際には、今33人分となっております、13人分を減額させていただくこととなっております。

以上でございます。

岡本委員長 奥本委員。

奥本委員 ご説明ありがとうございます。まず、一般管理費の共済費に関しましては、各課の嘱託等のところを、各課から申請のあった数をもともと用意していたやつが要らなかったということで了解いたしました。

保育所に関してなんですけども、まず、この減額理由として、そもそもの申込者を全員入るということを想定した上で予算組みしていた。ところが、入所者が、実際は減少したというのが1つと、それと、やはり保育士の確保がまならなかったという2点を挙げられているわけなんですけども、そしたら保育士が13人減っているということなんですけども、当初、46人は1人当たりの保育士で何人を見る予定にしていたのか。今現状33人がその1人当たりの保育士で何人を見ているのかということをお伺いします。はい。お願いします。

岡本委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。失礼いたします。

今、お問い合わせの分なんですけれども、保育士の配置は、年齢によって配置人数が決まっておりますので、一概に1人に対して何人を見るというような予算計上はしていないわけでございます。

その中で、当初の46人に係る部分なんですけれども、通常保育に係る保育士19人、障害児保育に係る加配保育士15人、一時預かりに係る部分2人、延長保育7人、土曜日保育3人と、こういった計上をしていたところでございます。今回、減額になりました理由には、通常保育に係る保育士で4名の減。障害児保育に係る加配保育士で3名の減。延長保育に係る保育士で4名の減、土曜日保育士に係る保育士で2名の減、合計13名の減となっておりますのでございます。

以上でございます。

岡本委員長 奥本委員。

奥本委員 それぞれの保育の内容によって若干対応が違うということですけども、実際のところ、これ本当に回っているのかということところが不安になるんですけども、保育士の中には、ちょっと休まれている方もあると伺っているので、そのあたりうまく本当に回っているかどうか、これから、いろいろ予期せぬことも起こると思うんですけども、やはり基本的に、保育士の確保が問題になっていますので、今後その辺うまく回るようお願いしたいと思います。

岡本委員長 よろしいか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。まず、教えてほしいんですけども、3款民生費、2項児童福祉費、4目児童館費、節で言うたら17節、これは19ページ、この4,500万円というのは、児童館学童保育所事業、このための用地費のことだろうと思うんですけど、これ、どこの土地買うん。こんな、議会、何か、聞いていないよな。こういうふうなこと、どこを確保して、どうのこうのというのを全然聞いていないで、議会。突然、これ補正予算でぼんと上がってきて、どこをどう買うん。どんな交渉しているのかも、どこの土地を買うんかも。なんで、こんな補正でぼんと上がってきているんや。議会がぼんやりしているさかい知らんけど、ちゃんと答えてな。どんな状況で、なんでこれを議会にこないして上げてくるときに、もうちょっとぐらいは言うてけえへんのん。

それと、消防費は何ページや。

岡本委員長 消防まだやで。

西川委員 消防行かへんの。

岡本委員長 4款まで。衛生費までやで。

西川委員 1つだけ、いっとこ。ほんだら、あとの人件費がどうのこうのいうのんはわかるけれども、そうすると、ちょっとこれとは全然関係ないことやけど、今言ったことはちょっと答えてな。もう一つは、これや。ちょっとこれ俺ようわかれへん。民生費、これ22ページの生活保護費、4項の節で言ったら23節国庫補助金返還で4,800万円、これ返還するっちゃうんやな。そやから、生活保護、これ、どんだけの件数あって、全然なかったら、これ返還してしまう。で、ほんまに困窮者というか、それら辺の生活保護の申請をちゃんと窓口として、できてんのかと。これ。ほとんど返してしまうんかな。それで件数とかどういうふうな対応しているのか、ちょっとこれ、教えて。

岡本委員長 答弁。井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。よろしくお願いいたします。

私の方からは、1点目の公有財産購入費、用地購入費4,500万円についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、学童保育所建設用地を購入するに当たり、用地購入費を予算要求しているものでございまして、新庄小学校区学童保育所におきましては、現在、専用の学童保育所のほかに、小学校の図書館2室をお借りして保育を行っております。利用人数の増加に対応するため、近隣の土地に新たな学童保育所を建設するための用地を購入したいと思っておるところでございます。

こちらの、今までの経緯につきましてご説明させていただきたいと思います。まず、9月の補正予算におきまして、土地鑑定費用を予算計上させていただいております。そのときに、予算委員会におきまして、多数の委員の方からお問いをいただいたところございまして、その中でお答えをさせていただいているところでございます。

まず、考えておりますのが、幼稚園の西側の方で、土地を考えられないかというところの検討をしているわけでございます。

今、学童保育所なんですけれども、新庄の方が今年の申し込みを述べますと、専用の施設は120人キャパで、学校の給食の配膳のコーナーの横に120人キャパで建てはいるんです。ところが、定員の2倍以上の申し込みが今年度もございまして、具体的に言いますと、4月1日現在258人という人数の申し込みでございました。ですので、定員の2倍以上の申し込みがあったということです。その中で、特別室、図書館の2室を学校にお願いをして運営をしている状況でございます。

今、前回は答弁しておりますが、近隣に住宅開発、たくさんなされている中、このままですと、学童のお子さんを受け入れるところが非常に危惧されるところでございますので、こちらの方で一つ案として検討しているというところでございます。

以上でございます。

岡本委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。よろしくお願いいたします。

今、西川委員の方からご指摘の生活保護費の国庫負担金について、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、この生活保護費の今回の国庫負担金の返還金につきましては、平成30年度の国庫負担金の実績報告に伴いまして、受け入れ済みの国庫負担金を精算し、翌年度である今年度の令和元年度に、その超過した分を返還するというものでございます。具体的には、生活保護費、平成30年度の国庫負担金なんですけれども、まず、生活保護費の実際にかかった費用というのが4億6,767万5,000円ございました。それに対して、本来その4分の3が国庫負担金として賄われるものですので、実際に、本当に必要な額というのが2億9,601万4,147円ということでございます。ただ、先ほど申し上げました当初の申請額が3億4,453万3,000円で、それを受け入れておりましたので、先ほど申しました2億9,600万円との差額で4,851万8,851円を返還するという補正予算を組ませていただきました。

平成30年度の生活保護の現状なんですけれども、基本的には、生活保護の平成30年度については、医療扶助費が非常に伸びました。対前年度比で17.5%という伸びがありました。それで全体で生活保護費7.6%増加をしております。そして、実際の平成30年度末の葛城市における保護の世帯数になるんですけれども、世帯数というか基本的には172世帯、234名の方を生活保護を適用しておりました。この保護率というのがありまして、推計人口1,000人当たりの保護率、千分率になるんですけれども、6.3パーミルということになります。こちらは葛城市においては過去最高の数字を記録しております。ご心配のように、生活保護の実施につきましては、葛城市においては、生活に困窮された方に対して、申請を受けて、適正に運営をしているものというふうに言えるかと思えます。

よろしく願いいたします。

岡本委員長 西川委員。

西川委員 ちょっと心配したんやけれども、ほかの市町村、いろいろ聞くから、それはもう葛城市はきちっと丁寧に対応していると。そこは自信を持っていると。別に、そういうおかしな事例が、訴えられたりそんな事例は出てけえへんということやな。

それと、この用地費に充てるやつは、はっきりと9月のときの鑑定料をやって、いろいろと質問いただいて、それで答えていると。学童保育の今の現状はわかっています。そういうことは。要望は。それは進んだらいいんやけども、ただ、対議会に対して本当にそういう説明をしたのか。僕は記憶にないわけや。あやふやな、決まったら言いますわと。ちゃんと決定したら、そういうときは決定するんやったら、言いますわという程度と違うんかいなと。

それで、ぽんと、いやあ、今、西側で住宅地がどうのこうのとかな、そんなことまで出てたんかいな。そういうふうなことが、ここへ補正予算で上げてくんのやったら、やっぱり、ちゃんとできるんかいなという心配もあるから。

というのは土地のことやから、どんな交渉をしてはんのんか、そんなことまで具体的に言えと言うてんのと違います。そやけど、9月に鑑定費こうしました、どうのしましたと言うているか知らんけれども、そのときは僕が記憶というか、僕がよう情報入れやんかったんか知らんけれども、はっきりとした答弁をしはったというのは、ちょっと聞いていませんので、あと、議員ら、どう思っはんのんか、ようわからんけれども、これははっきりと実現しはんのやったら実現できんねんということを期待しているんやから、そしたら、そういうことやったら、こういうふうな形で、こういうことがいいと違うかというふうなことも、やっぱり聞かれたら、どこか知らんけど、今言わはったけども、ああ、こういうことやさかい協力したってなとか、やっぱり、議員でも言えるわけです。そこら、何か、ちょっと不安に思っていますんや。そこら、ちょっと担当者違って、理事者、何か話できますか。

岡本委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。よろしく願いいたします。

委員の方から、非常にご心配も含めて、いろんなご意見いただきました。ありがとうございます。

予算案として、今回、土地、今、公有財産購入費を計上させていただいて、提案させてい

ただいておるわけでございますが、事前のいろいろな経緯の説明も含めまして、こういったご意見も賜っておりますので、引き続き、議会へのご説明のあり方、これ、案件によっていろいろ違うと思います。お言葉を返すようではございませんが、予算案として、今まさに、事前の説明も含めて、ごらんになった案件は多々あるかと思いますが、その中でも、葛城市の子どもの未来にもかかわる重要な案件ということで、こういった個別の案件について、めり張りをつけて、ものによってはもっと事前に丁寧な説明が要るんじゃないかということ、委員の方、お述べになっているんだと思いますので、そういったことにつきましては、理事者側としても、真摯に受けとめて、今後もしろんな施策の進め方につきまして、議会と連携を密にしながら、いろいろな方法、ご相談の上でさせていただきたいと存じます。

この件につきましては、学童保育の入所の希望が非常にふえているといいますか、そもそも新庄小学校校区につきましては、児童の数もふえる、あるいは、今後もふえる傾向の中で、議員の皆さんもご存じのとおり、新庄小学校自体の敷地が非常に狭隘であり、なかなか、幼稚園を新しく建替えて、給食のプラットホームと、それから現行の学童保育のあるあたりには、多少は、今、敷地の空きもございまして、今後の収容見込み等全体計画を考える中で、これは教育委員会とも、ぎりぎり、もっと教育委員会でもっと効率的なレイアウトができないのかということも検討してくれということは、市長部局から申し入れをしておりましたが、教育委員会からもなかなか難しいというふうな回答を得ておりましたので、それであればということで、現行の敷地外で、これはもしご縁があれば、こういった用地が取得できるんじゃないかというところの模索を今しているところでございます。

あくまで、これ予算でございますので、市の気持ちといたしましては、もし、こういった、相手もあることでございますが、交渉が成るのであれば、きちっと、もし建物を建てれば、20年あるいは30年は建物の耐用年数からすると、土地を利用することになりますので、そういったことも含めて、もし、ご理解を得られれば用地を購入したいという計画の中で、公有財産購入費という形で、現在は、今回ご提案させていただいているものでございます。

市側の計画でございますが、相手方もある話ですので、現在、いわゆる用地交渉の内容について、ここでつまびらかに申し上げるわけにはまいりませんが、市側の傾向としては、そういう気持ちで進めていきたいなと思っているところでございます。繰り返しになりますが、予算案の中でめり張りをつけまして、こういった個別の案件でもっと説明が要るんじゃないかということにつきましては、どの機会で、どういうふうな形で説明させていただけるかということも含めて、今後とも委員の意見を参考にさせていただきながら、議会と理事者側それぞれ緊密な連携を図りながら、ご説明をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

岡本委員長 西川委員。

西川委員 副市長はうまいことこう言うてくれるのやけど、ほんまに相談をするという、これは進めたった方がええのんみたいなん、議員も皆わかっているわけや。これはせなあかんのやろなと。こういうことは、やっぱり人間関係もあるわけですやんか、いろんな。そうすると、これを実現していくのに、それは、いろんなことで、理事者側の政策で、これはというやつは

ぶつかりますよ。議会とも。そんなん当たり前のことやから。そやけども、説明さえ、きちっと、今、副市長言わはるように、ああそやなということになったら、議員それぞれは、やっぱり、そういう人間関係も含めて、そういうことを進めるんやったら、そんなん具体的ないくらで買う、いくらどうすると、そんなことを言うているのと違う。そういうことを考えている。議会も議員もええことやと思っていると。ちょっといろいろあるけども、協力をやっぱりしたってよというようなこともあるかもわかれへんのんで、そういうふうなことをやっぱり、今、副市長言わはったように、いろいろなことを相談して、こうしますというのなら、ちゃんとしてよ。何かちゃんとした説明を、「いや、報告しました。このときこう言いました。この議題のときに、鑑定のときにこう言いました。」それ、俺、いちいち覚えていないから、具体的になって、それはあかんのか知らんけれども、もうちょっと、ぶつかるところはぶつかるけれども、信頼しながら進めるところは信頼するということを持ってくれやんと。そういうことでございますので、今後、これを進めていくというのであれば、議会に報告できることは、きちっと前もって、報告をお願いしたいと思います。

岡本委員長 増田委員。

増田委員 関連でご質問させていただきます。先ほど、おっしゃられたように、9月のときにも、私、確認をさせていただいた、今、お述べになったようなことを聞いたことは覚えていただいていると思うんです。そのときにもお願いしたように記憶しておりますけども、土地を購入するに当たって、新庄小学校の状況がどうであるということもお話ししたと思うんです。幼稚園の送迎が、特に雨の場合、非常に、道の両脇に車がとまって、もう交通渋滞のような状況になっているということも1つ、私、問題だと思うんです。あの周辺については。それから、小学校の人数も増加をするということも、これ、移転をする必要の理由の2つ目にあると思うんです。3つ目に、中道・諸鉄線の拡幅のこともあると思うんです。私、9月にそれ言ったと思うんです。

今回、そういうふうなことも含めて、総合的にあのエリアを将来どうするんだと。移転をしますだけじゃなしに、その空いたスペースに、小学校の施設を今後このスペースにこういうふうを持ってきて、拡幅工事の減る分をそこで補うんだとかということも含めた計画であろうかなあというふうに思うんですけれども、この1行の4,500万円の数字だけ見ても、なかなか、そこんどこまで読み取れないということなんです。その辺もできたら、ご親切な前回に引き続いての鑑定から用地費用に発展していますので、進展があるような内容であれば、計画の概略でも、ちょっとプラスアルファ、ご説明いただけたらありがたい。

先ほどご答弁願ったんは、児童館が借りていて狭なったから移転するんだということだけのお話のように、私、聞かせていただいたので、もっといろんな要素があって、新庄小学校の状況も含めて理由があるんだろうということも、もう少しわかっている範囲内でお聞きをさせていただいたら、ありがたいということです。

岡本委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

ただいまの増田委員のご質問につきましては、部局からいたしますと、こども未来創造部

以外にも都市整備部でありますとか、教育委員会にもまたがる話でございますので、今回は私の方からまとめてご答弁申し上げたいと思います。

委員ご指摘のとおりで、まずは中道・諸楯線、これも用地交渉の内容を、どこまでつまびらかに申し上げるかということがございますが、基本的には、本来であれば道路の法線でございますので、そのまま、もう既にできております現行の道路の法線からまっすぐに北に延ばしていきたいというのは、本来一番最初に考えることでございますが、ここも議員の皆様ご承知のとおり、まっすぐ行けばお寺に当たると。そのお寺との話し合いの中で、どうもやはり本堂並びに墓地も多少かかってまいりますので、その中で、どうも、そのままでは難しそうです。そうってきますと、もともとこれは、逆にいろんな検討の歴史があるかと思いますが、ある意味、新庄小学校の方の、新小の校舎、これも基本的には今の校地の中の西側に校舎の方がまとまっておりますけれども、さらに校舎の構造といたしましては、その一番西側の部分、だからそのスパンで言いますと、1教室2教室分のスパンがあって、階段室があって、また部屋が続いてという具合に東西に伸びている形で今なっておりますけれども、そのあたりが、幾らか学校の校舎も老朽化しておりますので、そのあたりとあわせてやれば、多少道路の法線が、その部分では小学校側に振れることになりましても、小学校の今後の児童の増加傾向あるいは既存の校舎が老朽化しているということも含めて、そこも含めて総合的に考えるのであれば、小学校の中でも、なかなか敷地が取りにくいのではないかとといったことについては、それぞれ検討材料としては持っておるところでございます。

ただし、一番冒頭に申し上げましたように、学童につきましても、いろんなことを考え合わせた上で、ちょっと今の計画の中では、現行の新庄小学校の敷地の中に新たなものをつくるのはどうも難しそうです。それであれば、今もう、この目先の話として、必要な部分をまずは確保できないかという部分を先行してやったというのが、今回のご提案でございますので、今、このご答弁で、中道・諸楯線の話とそれから新庄小学校の校舎の老朽化も含めた今後の改築につきましては、今こういった懸念がございますと、検討材料がございますよということを述べさせていただきましたが、その結果として、どういった解決策をとるかということにつきましては、相手のある話も含めて、いろんな絵が描けますので、それを、都市整備部、それから教育委員会、それぞれで、まだ課題を検討しておるところでございます。

また、これは本当に、もし進めば大きな話になってまいりますから、それは先ほどの西川委員のご意見も十分に踏まえながら、必要があるときに、お話ができるときに、それぞれ議会にも適正な形で案なりをご提案しながらご相談をして、進めてまいりたいと存じます。

現状で申し上げられることは、以上でございます。

岡本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。そういう進捗なり、お話のできる機会まで進みましたら、また、ご報告を願いたいなというふうに思います。何を言いたいかということ、全体の周辺のことも踏まえた計画というふうなお話が一番わかりやすい。ここが狭いから、ここって話じゃない。もっともっと将来的なこともというお話であろうかと思いますが、今後とも、いろ

いろと進みましたら、ご報告をお願い申し上げたいと思います。

岡本委員長 川村委員。

川村委員 くどのようなんですが、この一連に関してはいろんな角度で質問があると思いますので、私なりのちょっと確認をさせていただきたいと思います。

9月議会に予算特別委員会で、委員長報告の中に、この学童保育のまず土地鑑定料、先ほど言われましたけれども、土地鑑定料についての内容について、委員長の方から最終日に、この施設で今の運営を続けていけない状況にあるために、今は現状、学校の図書館を借りていると。その中で、これから児童をどう受け入れていくか検討した結果、新庄幼稚園西側の土地を購入して利用してはどうかという案が出され、まずは土地の鑑定料を依頼したものであると。で、こういった報告。そして、ただし、この事業自体が、この場所で確定しているわけではなく、複数の案がある中で1つの案として可能性を模索し手続を進めている段階である。今後さまざまな観点から計画を固めていく必要があると考えており、条件が定まってきた際には報告をさせていただきたいとの答弁があったと。これ、コンパクトに委員長報告として、していただいているわけですが、まず、この場所がもうたった1つなのかという、私の中では、複数候補があって、今ある学童保育に、その動線、今あるところも利用しながら、新しく行く学童保育との距離とか、そういったものの条件というものをどう考えていращやるのかということなんですが、今回のこの、先ほど19ページの児童館学童保育の公有財産の用地購入費4,500万円というのは、その一帯の鑑定がほぼほぼ確定しつつあって、幾つかの候補があって、そこに、そのうちのどれかなんですというような案も、今のこの答弁の中から、今回のこの4,500万円が出てきた流れの中では、そういったことも含めて何も伝わらないわけです。だから先ほど説明を求めると言われたのは、この今ある学童保育をもうなしにして一つにするのか、それとも今ある学童保育に連動しながら、その動線も考えて、今、中道・諸鉄線の近隣の状況というものも考え合わせて、どういった動線をとるのかということも、しっかりとお示しをいただかないと、この土地を購入されようとほぼほぼ思っていращやる土地が本来本当にいいのかどうかは、議会としても本当に議決できにくい状況であるということは、もうわかっていると思います。

だから、やはり順を追って、まだ複数ある中で1つ、幾つもの、ここここここがあるので、今あるところとの関連はこんなふうな子どもたちの動き、学校から帰ってきて、こんな動線を取りますよというようなものを何も示されていない中で、今、もし1つに固められている理由すらもわからない。ここは、まだ1つに絞っていただけのような段階でもないのかなという、私自身がもう思っております。子どもたちが、より安全に学校から学童に移動していただくという、安全確保の意味も持って、やっぱりもうちょっとお示しをいただいた上で、この土地の購入費というものを計上していただかないといけないんじゃないかなというふうに思っておりますが、これは確定した理由というのがあるんですかね。この1つに絞られているんですかね。そのあたりだけひとつ、まだ複数あるのかどうか。それとも1つになっているのかということをお示しをちょっと答弁させていただきたいと思います。

それから、2問目も関連でございますが、先ほど、保育所費の中で、保育士の当初申し込

みのあった数に対して、入所者数の減によって、要するに、保育士が必要ないということで、この今回の人件費の中での報酬含めて、賃金も減額になったというふうに言われました。その詳細な説明の中で、一時預かり保育の2人は減額になっていないんです。マイナス2というふうに答弁されなかったと思うんですが、実際に、一時預かり保育はできていないのではないかというふうに思っています。ニーズが、ここやったら保育士は確保されているけど、そのニーズがないから要らないという、この辺の説明がちょっと余りよくわからないんですが、一時預かりができていないけども、要望がないのか。要望があるけどもできないのか。今回は、保育士の一時預かりの保育士は確保しているんだけども、要望がない。ここの答え。

それから、もう一つは、申し込みのあった児童が、児童数に対して入所者数の減ということは、保育士が、要するに申し込みのある数で予算を立てている。でも実際、保育士が確保できていない。だから、ひょっとしてお断りをしているのか。だから、0歳児という枠と、それから、3歳児以降の子どもたちと、それはだいぶいろいろと事情もお部屋の様子も変わりますので、そういった施設的なことで確保できないのかどうかというのを。要するに待機児童があったらだめなわけなんです。葛城市は、今のところ待機がないというふうに私たちは胸張って、葛城市の子育て支援がいいというふうに評価させていただいていますので、やはり、このまだ、保育所の無償化に伴って、更にニーズがふえた場合、保育所確保というのが理想と現実が違うわけですから、そのあたりのちょっと答弁お願いできますか。

岡本委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

川村委員のご質問のうちの1点目と2点目につきまして、まず私の方から概況をご説明を申し上げたいと思います。

まず、1点目の学童保育の関係でございます。前回の予算委員会の内容を、委員の方から逆にいろいろとご紹介いただきましてありがとうございます。基本的には、先ほどご紹介いただいたとおりでございます。で、一方で、やはり予算なんです。これにつきましては、逆に、これも9月の決算委員会で、かなりいろんなご審議をいただいたところではございますが、やはり予算というのは、ある意味理事者側といいますか、予算を組んだ以上はその計画といいますか、ある意味こうしたいという意思でございますが、一方では、やはり一定期間内にこれだけの支出をする可能性があるという見積もりでございます。

今回、用地の購入費で、相手もある話でございますので、当然、市として、ある程度、この場所であればお話しが成りそうだなとか、ここ望ましいよねということでの候補地は当然ございますが、もし、そこが用地交渉の形でうまく話がいかなければ、要はご協力いただければ、また当然その別の方策を考えなければいけないという意味では、複数の対応案を持っていなければ当然いけないということでございますが、ある意味、9月に土地の不動産鑑定料を予算計上させていただいたと。これ当然そのターゲットの土地がなければ、全く別のエリアの見当外れの場所の鑑定をとるわけではございませんので、そういった意味ではターゲットの土地は決まっております。このターゲットの土地自体は、どこまで詳細に申し上げるべきかということとは用地交渉の関係でもございますが、委員の方のある意味ご懸念の部

分かもしれませんが、敷地としてはまとまった敷地で、もしそこを取得できれば、現行の小学校あるいは現行の学童保育の場所からそう遠くない場所で、いい形の土地を取得できますので当然無理のない形の施設が建設できるとは考えてはおりますが、場所的には、現行の中道・諸鉾線を越えました道路の西側に面している土地になります。そういった意味では、今後何らかの手だてを更に考えるか、その安全を確保しながら子どもたちに道路を横断させるかとか、そういったことも当然、ここも多分委員ご心配いただいているんだと思うんですけども、そういったことも含めて考えていかなければならない場所ではないかと存じます。

ただ、何度も繰り返し申し上げますけども、これは市の現在の計画あるいは意思として、できましたら、建物を上に建てますので、建てるとなると、当然そこその期間は当然使用させていただきますから、その土地を購入させていただきたいということで不動産鑑定に続きまして、鑑定に基づく見積もりとしての金額で、必要な土地の購入費用を今回予算案として上げさせていただいているということでございます。

当然、具体的な計画を市が持っておりますが、ちょっと、どこまで申し上げるのがいいのかなということも私も考えながら、今、ご答弁させていただいておるわけでございますが、とりあえず一たんはこの辺でとどめさせていただきたいと存じます。

それから2点目でございます。これも、ある意味、予算の編成の時期、保育の申し込みの時期、それから実際に募集をするところということで、それぞれ時期がずれてまいりますので、担当課といたしましては予算計上の時点では、その時点で保育所を要望されているという把握をしている数字に比べられるだけの形で、一たんは当初予算の要求というか計上をしに行ったと。で、減額をしておりますが、この金額につきましても、残念ながらいろんな事情で、現場の対応は、それぞれ法律の範囲内できるように適法の中で精一杯の対応は現場ではしておりますが、一方では、当初予定しておりましたとおりの人数が確保できなかったのも、一定程度減額しないといけないだろうと。ただし、その減額の内容につきましては、今やはり一般の保育士が一番減額の金額が多ございますので、そこである意味代表させて減額はしておりますが、これは、まさにこれからまだ今年度残っておりますので、ある意味、先ほど別のところで生活保護のときに西川委員からも別途でご心配いただいたようなところも含めて、今後まだ要る可能性もございますので、そういった意味では、とりあえず一番ロットの大きな一般の保育士のところでとりあえず代表して減額をさせていただいたと。ただ、これは執行の節は、賃金という意味で、目も含めて、一緒でございますから、その中で現行、必要に応じて、それはまた対応していきたいという考えの中でやっております。ですので、一時預かりが今後絶対要らないとか、いるとかということにつきまして、そこを詳細に今ここで議論をするということじゃなくて、全体の中で、一たんは減額をしているということでございますので、今回の補正予算案はそういったものであるということをご承知おきいただきたいと存じます。

実際の現場の対応でありますとか、それから待機児童が発生しているかどうかにつきましては、担当部局の方からご答弁させていただきたいと存じます。

以上でございます。

岡本委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

ただいまの川村委員の質問にお答えさせていただきます。

私の方で、答弁の方が、保育士の必要がないから減額というようなことでお伝わりしたのかなあと、ちょっと反省をしておるところでございます。保育士につきましては、今も募集をかけておりますので、必要としているところでございますが、ただ、今、保育所を回しておりますので、今の時点、先ほどの副市長の答弁のとおり法的に問題のない形で運営はしております。

その中で、保育所の入所者数のところでございます。申し込みを10月1日で切ったわけなんですけれども、そのときに433人という申し込みがございました。380人の定員に対して433人というところございました。そして、それで予算計上させていただいたんですけれども、4月1日には386人となってございます。47人の減でございます。この部分につきましては、30数名の部分につきましてはご本人さんの転出とか、また今回、決定が新年度に、新年度といたしますか、通常12月末に1次の決定をしていたんですけれども、待機が定員よりもたくさんの人にお申し込みいただきまして、何とか採れる努力をする中で、いつも12月末ごろにお送りさせていただいていたのを、1月、2月、引いては、3月の部分もございました。ずっと保育士の確保に向けていたわけなんですけれども、その間に自己都合によってほかの園に移られた方、そして先ほどの転出された方、もろもろの状況によりまして30数名が、先ほどの47人から減っております。そして残りの10数人につきましては、年度内での入所ということで、年齢の要件もございますので、入りたい時期が4月1日ではなくて、例えば5月、7月、9月、10月と、いろいろ年度内に入りたいという方もおられます。それが10数名おられたと。ですので、当初の47人減になった部分については保育士賃金が要らなくなったと、不用となった額の根拠的なところもございます。

そして、待機のことをおっしゃっていただいたと思うんですけれども、待機は出ておりまして、昨年もお出ておりまして、今年度ももちろん出ているんです。待機ゼロは学童につきましては、待機ゼロで頑張っって受け入れると。保育所につきましては、年齢と保育士の配置の要件がございます。例えば、0歳児でしたら、0歳児3人に対して1人の保育士と、1歳2歳でしたら6人に対して1人というような条件がございますので、その要件を、それだけの保育士がない場合には、そのような方たちをとることができない状況となってございます。ですので、今自体そのようなところがございます。

そして、一時預かりの件でございます。こちら、先般から川村委員には非常にご心配をおかけしているところがございます。また、私立の保育所にも、華表さんなんですけれども、非常に私どもにご協力いただいているところがございますが、昨年の10月からの半年間につきましては、一時預かりという部分が運営できなかったと。半年間については、運営をできないような状態がございました。保育士が不足しておりましたので。ただしこの4月からは、一時預かりというのを再開しております。ですので、現場の方で、数人張りついておりますので、それで対応をさせていただいているというところがございます。

以上でございます。

岡本委員長 川村委員。

川村委員 ご答弁いただきましたので、まず、学童の方の、ちょっと質問にはもうならないと思えますけれども、要するに今、大体めどをつけていただいている場所というのは、非常にいろんな条件を考えて、ほぼほぼ、いろんな候補があるかどうかわからないにしろ、その場所が安全であるというふうに、もちろん相手さんもありますから、そのご縁もいただかなあきませんので、はっきりしたことが言えなかったと。

で、これから確保に向けて、まだ確定じゃないけど努力していくというご答弁やということで、おっしゃることはよくわかります。ただ、これはやっぱりまず安全確保。ご縁がいただかなかつたら、そこに決まらないんですけど、そのの、確保しよう、しようとするのがために、一番大切な、本当にその条件にかなうかどうかということ、やっぱりそのところにまず戻っていただいて、本当に確保して行って、ご縁をいただいて確保できて、一番ベストやなという方向をやっぱり考えていただかないといけない。これが一番だと思います。幾ら分けてあげると言われて、よかった、よかった。分けていただくことがありがたいことじゃなくて、その場所がずっとその学童保育で続くわけですから、この場所が一番ベストな状態であるということ、更に考えていただいて進めて行っていただかないといけないかなというふうに思います。

それから、保育所のことなんです、もちろん、待機というか行きたいところに行けないという、保育所の申し込みの方々の声もやっぱり聞きます。そんな中で、決定が今までは12月やったけど1月になっていくと、1月、2月になっていくと、もうあかんのかなと思って、やっぱりもう方向転換されていきます。このことがとても大事な部分であって、当初から保育士が確保できていたら、こんなことにはならないだろう。ここが一番の問題点として指摘をさせていただいておきます。

これからも、一時預かり保育の方も、例えばもう、いつでもできるのか、それとも曜日指定するのかとか、そんなこともあると思いますけど、徐々に再開をしていただいて、私立、それと公立どちらも一時預かりが確保できるような形で、努力をしていただきたいと思います。

もう、答弁結構です。よろしく申し上げます。

岡本委員長 ちょっとここで休憩します。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時10分

岡本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

板橋課長。

板橋人事課長 よろしいですか。一番最初に奥本委員からご質問を受けた件で補足説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

補正予算の12ページに載っております、共済費1,759万円について、ちょっと補足説明させていただきます。先ほど、私、社会保険料1,600万円につきまして、嘱託の職員のみの方

なことを説明申し上げましたが、アルバイトの方も含まれております。申しわけございません。

で、その主な要因は、後から説明ありましたが、保育所の賃金に基づくものです。それから、職員共済費155万8,000円の減額なんですけども、こちらにつきましては、3名の退職の方、1名は国に帰った方もいらっしゃいますけども、その方の分の退職に伴う共済でございます。

以上です。

岡本委員長 ほな、委員長、ちょっと交代。

松林副委員長 正副委員長職交代いたします。

(正副委員長交代)

松林副委員長 岡本委員。

岡本委員長 先ほどの関連質問になるかもわかりませんが、学童保育の4,500万円の用地費の中で、いろいろ、西川委員、増田委員、川村委員という形で質問していただきました。その中で、中道・諸鉾線の話が出たと思うんですけども、中道・諸鉾線につきましては合併前から計画があった道路で、法線も皆決まっております。今、西側の寺の話もちょっと出たように思いますけども、当初計画からいきますと、いわゆる一番西の校舎3棟あると思うんですけども、その1つの教室を全部カットしていくと。そのかわりにとって、実際建てておるということでございます。

それで、そのまま中道・諸鉾線は進んでいかならんやろうというふうに思っていますのと、今のこの4,500万円出とる場所、今、小学校も含めて、新庄小学校で拡張できる用地がどこにあるか。いわゆる北側は拡張できない。西側できない。東側もできない。南側は一部残っていますけども、なかなか難しいだろうということになれば、ぜひとも、この用地を購入する必要がある。以前から、この話もあったと思います。私は思い切って、今、学童の話出ていますけども、この場所を、今の新庄小学校の体育館をここ移転する。体育館の跡に、将来校舎を増築する。こういう計画をしないと、いわゆる、小学校の児童がふえてくる中で、建てる場所がないというのが現実だと思うんです。

で、今この際に、学童という形で用地が上がっていますが、学童の用地については補助金が一切つきません。いわゆる学校用地であれば、補助金もつきますし、提供される土地の方も、いわゆる公共用地ということになれば5,000万円適用になってくる。土地も買いやすい。いわゆる単価につきましても、まあ言うたら、ある程度の単価で辛抱してもらえんんじゃないかな。用地の買収も早くできるやろというふうに思いますので。私、こういう水差すような話をしたらあきませんけども、やっぱり新庄小学校の将来を考えたら、やはり体育館なら体育館を今のところに移して、そのそこに校舎を1棟なら1棟でも増築するというのをしないと、増築する場所がないのではないかなというふうに思いますので。

そういうふうなことで、全体的に考えていただいて、買うことについてはぜひとも購入せならんというふうに思っていますので、いわゆる学童は急ぐと思いますけども、全体的な、有意な方法を考えながらやっていただいたら一番ありがたいなというふうに私は思います。

それと、保育所の話、いろいろ心配していただいているわけですが、いわゆる簡単に言うたら、当初予算、ある予測で予算を立てていった。ところが、募集をかけていったら、減ってきた。実態はそうかもわかりません。しかし、民間の保育所がこの場合できたときにどうするんだ。民間の場合は、採用するという形で進められていると思います。児童数が減ったから採用をやめるというわけにはいかん。だから、もっと公立の保育所も、幼稚園も一緒やと思うけども、もっと厳しいと言うのか、きちっとした人数の把握をしてもらおう。余りにも、役所というのはその辺が甘いのではないかな。指摘ばかりして悪いですけども、もっと民間と例える、民間と比べる。こういう姿勢が私は一番大事だと思いますので、その辺も含めて答弁をしていただきたいと思います。

松林副委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

岡本委員長の方から、新庄自体の計画も含めて全体的なご提案、ご示唆をいただきました。ありがとうございました。

もう委員おっしゃるとおりだと存じますので、特に、その小学校をどうするかということについては、もう近い将来、当然そこも含めて考えていくべきだろうと存じますが、教育委員会部局の権限の話でもございますので、私の方からそこも含めて教育委員会と連携しながら、しっかりやっていきたいというふうに申し上げるとともに、教育委員会の方にも、もう真剣にピッチを上げて検討していただきたいと、こちらの方からも要望申し上げたいと思います。

それから、予算の見積もりと執行の件でございますが、これについては本当に、ちょうど今の時期、予算編成を当初予算の編成をやっておるわけでございますが、本当にそんな見積もりでそこまで要るのかという議論はして、その要るものはしっかりと確保しながら、ぎりぎり、やっぱり一般財源を用意するの大変だからということで、かなりの部分を実は予算編成過程で確認しながら削減もしたわけでございますが、それでも結果こういったことになってしまったということも含めまして、引き続き、適正な予算編成の仕方について、こちらの方も教訓にしながら、また令和2年度の予算編成についても取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

松林副委員長 理事者側の方、誰か。これで、よろしいんですか。

岡本委員。

岡本委員長 副市長から、答えていただきました。私もこの突然の質問して、なかなか答えも出しにくかったやろと思うし、今、私も1款から4款と言いながら、教育委員会のところまで触れてしまって申しわけないと思いますけれども、確かにこの土地については、以前から、この土地は必要やということは前々から計画あったと思うんです。だから、しつこいかわかりませんが、今、副市長もおっしゃるように、教育委員会部局ということですので、まあ教育委員会、行政、市長部局とありますけども、葛城市は一つですので、よく相談していただいて、将来のことも考えながらやっていただいたら、一番ありがたいなというふうに、私、

思いますので、期待をいたしております。

今、副市長の方から予算のことで話ありました。私も偉そうに言う立場でないんですけども、いわゆる予算編成の時期に、できるだけいろんな資料といいますか、そういうなんを集めながら予算編成をやっていたら、できるだけ補正予算しないようにというようなこと言いませんけども、余り指摘の受けないような予算編成をしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

ありがとうございました。

松林副委員長 正副委員長、所定に復します。

(正副委員長交代)

岡本委員長 ありがとうございました。それでは、ほかに質疑ございませんか。

西川委員。

西川委員 今の答弁やけどな。副市長。岡本委員の言うとおりですと、体育館をつぶして、それでそんな施設をて。いや、そういうふうなことを小学校のあれで考えまんねんと。そんなことやったら、僕はこれ、今のことわかりながら、これは早いことしたらな学童保育のキャパ、今のところでは足らんからやな、とりあえず西側のところだと、そやけども、今、川村委員もおっしゃったようにいろんなことを考えてやで、とりあえずそこで今現在それを解消するため、ここでやんねんということやさかいに、それでもちゃんと報告して、議会にもちゃんと言うてやと。いろんな問題があっても、道路渡らんなんとかいろんな問題があろうと、ほんだら今の学童保育でやっているところをどないすんのかと、つぶしてしまうんかとか、いや一つにするのかとか、そんなこと全然わからへんわけや。計画として。

そやけれども、足らんのは確かやから、ここを買って、その対応すんねんというふうなことわかっているさかいに、そうやったら一生懸命みんな議会もやっぱりそういうことだったら解消しよう。すんねんやったら、そうしよう今とりあえず。

そやのに、副市長やで、体育館つぶして、新庄小学校の全体の計画も、ちょっとやっぱりちゃんと考えんねんと。考えてくれはったらいい。それやったら、初め、もっと早い時期に、そのことを持ってきたらいいやんけ。そんなん出てるよ。はっきりと新庄小学校狭いのは。そやさかいに運動場だけでも、前に北側に家ちょっと建っているけれども、その北に大きい田んぼとして空いてあんねん。敷地。ほんならそっちへ運動場、あんなん狭い道やから、あんまり車通らへんから、そこを渡らせて、そっち側の方へ学校敷地そっち行って、運動場を持って行って、広い運動場なり何かして、ほいでちゃんとその中道・諸楯線は、はっきり言うて減ることをわかって、新しい教室も建てているわけやん。ほいでワンスパン切る。切るということみたいなん、県とも打ち合わせしてあるやんけ、そんなことは。

それをそういう計画があんのんならな、もっとほな全体的なことを、議会に諮ってきやんかいな。もっともやと言うんやったら。そやろ。そんな体育館つぶしてやで、そういうふうなことを考えてまんねんと言うんやったらやで。

答弁というか、そんなん、おれはわかって、とりあえずはそこを購入して、学童保育のこれをきちっとする。それでも、議会に相談ぐらいしてやと、ちゃんとそういうことぐらい言

ってや。ほいで渡ったりするの、みんな懸念してんねん。あこにようさん親の車来んねん。迎への。ほんだら、そんなどないすんねやとか、そんな皆わかっているさかい、何にも、今やること反対すると言うてんのと違うやん。ちゃんと相談したってええんちゃうんかいな、議会に。それやったら、そういうことがあるのやったら、そんなことやるんやったら、もうちょっとはつきり、もうちょっときっちりと考えながらやりなはれやということになりまっせ。

岡本委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

申しわけございません。概括的なご答弁を申し上げましたので、通じているつもりでおりまして、かえって曖昧なところを西川委員の方からきちっとご指摘をいただきまして、ありがとうございます。

まずは、岡本委員からは過去からの経緯も含めて、新庄小学校のエリアについて、方向性についてご提案も含めて、ご説明をいただきましたから、それに対してはお礼とともにそういったことも含めて、今後検討してまいりたいということをお願いさせていただきます。

それとともに、新庄小学校自体の今後の児童の増加の見通しも含めまして、これは教育委員会部局にも、これは急ピッチで具体的な検討をしていただきたいと。これは、市長部局からすると教育委員会に対して、そういった申し入れもしっかりともう一度再度していきたいと思っておりますということを申し上げたわけでご覧になって、岡本委員のいろんなご意見のご開陳の中に、この際体育館もといったお話等につきましても含めて、全てを肯定したわけではございませんので、そういったことで、曖昧なご答弁を申し上げたと思っております。

現在、岡本委員のご提案自体は非常にありがたいことではございますが、一方では、現在の既に学童の施設が定員が足りないと。当然、これも西川委員ご質問の中で、現在の新庄小学校の南、幼稚園の道を隔てて北側に現行の学童保育と、それから、その西側に給食のプラットホームの建物があって、さらにその西側については今現在空いておりますが、これにつきましては、空いている土地をそのまま放置するのめどうかということで、一応送迎用の車の待避所的な形に一応形態はしておりますが、あれはもう、これも委員ご指摘のとおり、基本的には中道・諸線線のその法線で、本道になってくる道路用地の部分として、あらかじめ取得した部分を、現在、ああいった形態で利用しているものでございます。

そういったことを考えますと、当初はやはり現行の学童保育も使いながら、何とか、中道・諸線線の法線も確保した上で、さらにその西側のすき間等に建て増しできないのかとか、現状の学童保育につなげる形でちょっとL字型に建物を建てて、その上で給食のプラットホームの出入り口を変えられないのかといったことも、教育委員会も交えて検討はいただいたところなんですけど、どうも、いずれにしても土地の利用並びに施設の利用にどうも無理がありそうだということと、いろいろと将来的にやはり新庄小学校自体が敷地が狭隘な中で、今後の改築の検討もいろいろしていかないといけない中で、やはりここはもう、ある意味、子どもは同じでありますから、機能として、小学校とは別の機能を持っております学童保育について、道を隔てた反対側の土地にとりあえず確保するというのが、一番今後のいろんな

計画性の中で自由度が高いのではないかとこのあたりまでを検討しながら、今のこのご提案というか、予算案に至ったわけでございます。小学校の中を今後どうやっていこうかということにつきましては、教育委員会の方で、引き続き、急ピッチで考えていただいて、適切な対応をしていただきたいというふうに思っております。

先ほど不十分な答弁になりましたことについては、再度おわびを申し上げます。以上でございます。ご質問ありがとうございました。

岡本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 僕からちょっと補正予算の18ページの一番下の12節の役務費の通信運搬費、これ前ちょっと僕、お聞きしたときに、幼児教育の無償化による問い合わせがあったことによってとお聞きしたんですけども、そのときもちょっと聞いたんですけども、件数と内容、これちょっと一遍お聞きしたいのと、ちょっと今、保育所の人の問題でいろいろ皆さんから話出ているので、僕からちょっと、今の現状はわかるんですけども、無償化になって、来年度、今ちょっとかなり大変やと思われているんですけども、さっき川村委員もおっしゃいましたけど、返事が1月、2月、3月とかなったら、やっぱり4月から働きたいという方が多いと思うんです。やっぱり間近になってきたら、もうあかんわってなると思うんです。だから頑張ってもう何回も、課長、電話して申しわけないんですけども、頑張ってもらっているのわかっているんですけども、今、例えば、仮に12月の末ぐらいに返事を出すの何%ぐらい、何人の人が、今、来ていて、何%ぐらい返せるのかとか、ちょっと具体的な数字を教えてくださいたいです。

岡本委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

ただいまの杉本委員の質問にお答えさせていただきます。まず1点目、役務費の通信運搬費の増額でございます。4万円でございます。こちらの理由なんですけれども、主なものが、今年度4月に、公立3園の主任保育士を相互に配置転換をいたしまして、なおかつ、総括主任というのを今まで市役所の方に置いていたんですけども、そういった者を現場の方に配置して手厚く、保育士という部分を手厚くしたところでございます。その中で、やはり、新しい現場に行ったことにより、保育所間の連携を密にとる必要があるようになりましたので、そちらの部分と、また、保護者対応で、相手さんが携帯電話にかけて欲しいとおっしゃるところも多くございますので、その部分がメインとなってございます。無償化につきましては、ほぼほぼ市役所の方でお知らせなり、お答えをさせていただいておりますので、こういったところの部分で、例年より多くなったというところでございます。

あともう1点でございます。保育所の状況でございます。ただいま、今年度につきましては10月の最初の週に申し込み、来年度の令和2年度の申込人数を把握するというか、申し込みを締め切ったところでございます。総人数、公立の入所希望者は477人おられました。ですので、昨年が433人で、無償化の影響と言えるのでしょうか。1割ほど、そのような影響が出ているということでございます。

それで、今現在、先ほどからの答弁と重複いたしますが、300数十人、今年度末には、403人の受け入れの職員の体制が、今いるメンバーの精一杯の体制でございます。ですので、今後、保育士をいかに確保していくか。今年度より、たくさんの人に来ていただくかということになってこようと思っております。その中で、昨年度からも実施しておりますが、審査会議というものを持ちまして、できるだけたくさん入っていただきたいという努力を今年度入所につきましてもさせていただきまして、今年12月の末に、まず、2日間かけまして、第1陣の入所決定を図ればよいなと思っております。ですので、今、確保できている人数しか、お子さんをとることが、それこそできませんので、ただ、ぎりぎりまで、また努力を続ける中で、昨年度は1月末ごろに第1陣となってしまったところを、今年度はやはり12月の後半には会議をもって、1月の初めには、そういった通知を出せるように事務方では努力しているところでございます。

以上でございます。

岡本委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。通信運搬費は僕がちょっと聞き間違っていたのか違うみたい。ほんなら、もう1個ちょっと違う形で、無償化について、ちょっと市の方に問い合わせできているのはどんな内容なのか教えて、どんな内容かお聞きしたいです。

今のお話で、今年末に、何とか答えを出して、来年の頭には返事を出したいというのが、これ今、ご答弁いただいた403人分は出せるということですかね。ちょっと僕、聞き方を間違ったら申しわけない。403人分は、今、先生がおられるというわけじゃないですか。

岡本委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 杉本委員のただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思うんですけども、人数配分が異なってまいります。それこそ申し込み人数の0歳児がどれだけで、1歳児がどれだけでと、その配置基準が、0歳児の方が多くなれば、1対3で職員を配置しなければいけませんので、今の今年度と全く同じ配置ということはないですので、ちょっと若干変わってこようかと思っております。

岡本委員長 言いつ放しや。

杉本委員 言いつ放しですね。僕、そうじゃなくて、人数で言ったら、そういうややこしいことになるので、どれぐらいの人を受け入れるようになって、先生とか、その年齢の幅があると思えますけど、来年足らん分をどうするのか聞きたかったんです。僕はね。細かい数字はちょっとあれとしても、去年より多くなっているわけじゃないですか、確実に。今年、来年どうするのかというのを聞きたかったんですけども、無理ですかね。あと。

西川委員 正確な答弁をしていないからやん。

杉本委員 無償化のどんな声かというのも聞きたいですし、年齢がいろいろあるから、先生が何人おられて、それはわかっているんですけども、その足らへん人らに対して、大体どんなぐらい、どれぐらい先生が必要なのかというのも把握されているのかということと、あと、さっきも言いましたけども、やっぱり、4月から働く方が多いわけじゃないですか、多分ね。

それで、1月、2月、3月、おくれていったら、もうあかんとなるわけで、これ、あかん

かどうか、まだ努力されているからわからないですけど、やっぱり葛城市子育てのまちやと言うて、みんな来てはるのに保育所に入られへんでどうということやねんというのを僕聞くんです。確かに、僕、何も言えないので、それ言われちゃったら、でも、その辺の努力をされているのわかっているんですけども、ちょっと僕の聞きたい意味わかってもらったら、ちょっとご答弁願いたいんです。

岡本委員長 部長、答弁できます。課長だけでよろしい。

井上課長。

井上子育て福祉課長 まず1点目でございます。10数人、今、ご希望いただいている方を待機なく全員となりますと、10数人更に必要だと思っております。はい、保育士の数です。

それと、先ほどの無償化に係る質問は、どれぐらいあったかというお問い合わせでございます。そもそも無償化につきましては、結構、周知する期間がございましたので、苦情であったり全くわからないというような質問は余りなかったんです。それこそ、一部、普通に公立保育園とか華表さんとか、はじかみさんとか、そして浄正院さんとか、普通に私どもと同じ保育の形態で運営されている部分につきましては、ほとんどございませんでした。ただし、今回無償化になって、新たに加わった分、待機の解消のためにいっていらっしゃる部分については届け出をして、それが必ず必要だということが認められれば無償化になるという部分が今回新たに創設されましたので、そういった部分については若干手続の仕方とか、お問い合わせがございました。

そして、感じとってという部分でございます。できるだけ、先ほど言いましたけれども、努力して、優先順位をできるだけわかりやすくした中で、公平に、厳密に審査をしまして、477人の方、今おられますけれども、先ほど杉本委員がおっしゃっていただきましたぐらいの数に近づく形で、できればいいなと第1陣はです。ただし、その残りの方につきましてもとる努力を鋭意続けたいと思いますので、まずはそういった思いを持っております。

以上でございます。

岡本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 関連で、保育ということにはなりますが、学童保育も含めて、ちょっと幾つか質問したいと思います。その前に、この間、私も保育士の賃金が、毎年補正で当初予算に対していつもまた差し戻す戻入というふうなことになって、質問してまいりました。なかなか現場では保育士確保のため、大変なご苦労されているというのも伺っております。で、保育士の賃金は足らんかったら賃金が普通上がるんです。労働需給で言えば、当然足らんかったら賃金が上がるんだけど、保育士の場合は国の公定価格で定められているものですから、本来は国が先に保育条件をちゃんと確保した上で無償化やったらよかったです。ところが、公定価格が、今、6、7万円低いんです。世間の相場より、普通働いて。だから、どんどん保育士からほかの職場へ行ってしまうと、保育士が足らないと。だけど必死で、原課は集めておられるというのは、私、現状だと思っておりますので、本当に頑張ってくださいと思います。

私は、むしろ政府に対して公定価格をきちっと変えるということ、議会としては、そっ

ちの方へしっかりと申し上げていく方が大事なのではないかなと思っております。

その上で、ちょっと学童保育のことについて伺います。学童保育のいわゆる保育要件というのは、何か定めがあるのでしょうか。このことについて伺いたいです。と申しますのは、この間私も開示請求をさせていただいて、ちょっと返答もらっていないのであれなんですけど、5つある学童保育で要は外で遊ばせていないということで、外で遊ばせてほしいという親御さんもおられたりして、何園で外で遊ばせていますかということ、なかなか回答いただいているんです。なぜ、そういうふうなことをお聞きしたかということ、それは後で答えていただきたいんですが、大和高田市では、原則外で遊ばせるということになっているそうです。ところが、学童保育士、これも同じです。人が足りないから、結局、人が足りないから、外で遊ばせたいんだけど、中であれているということになるので、葛城市の場合、そこら辺をどういう方針でやっておられるのか。つまりこれ学童保育内容の基準をどのように持っておられるのかなんです。つまり、極端に言ったら、外で遊ばなかったら少し詰めみたいになりますので、今度新しい学童保育を建てるスペースのことも設計上関係してきますので、葛城市における学童保育の基準、そういうことについてちょっとお答えできたらお願いします。

岡本委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 失礼いたします。子育て福祉課の井上でございます。

谷原委員のご質問にお答えいたします。まず1点目でございます。学童保育所の基準でございます。私どもで、基準を持っているんですけれども、ひとえに、放課後の児童が安全で快適に過ごしていただくということがメインになっております。今詳しい資料の方がちょっと手持ちでございませぬので、るるご説明する、きちっとした部分の答弁にはなっていないので、申しわけないんですけれども、そういったことでございますので、あと、何園で外で遊ばせているかというところでございます。おっしゃっていただきましたように、外で遊ぶことになると、今、私どもでも基準を持っております中で、40人。40人に対して2人の支援員、もしくは、そのうちの1人を補助員にかえることができるということになっております。外で遊んでいただくとなったら、たとえ数人であっても、最低の2人で外で見守るということが必要になってこようかと思っております。その中で、場所のこともございますので、ご希望に沿っていないところがあると認識しておりますが、お子さんのご要望に沿っていないところがあるかもしれないと認識はしておりますが、今、外で遊ばすことができる園につきましては、當麻と、そして新庄北。新庄北は、幼稚園の園庭を週に2回ほど使わせていただいて、ボール遊びとかさせていっていると。ただし、植えられているお花とかに当たったりするので、ちょっとそこら辺は思いっきりというところにはならないかなと思うんですけれども、あと、當麻につきましては、幼稚園の方、そちらも、ちょっとお借りさせていただいているということがなっております。その他につきましては、例えば、磐城でしたら、今工事もございますし、昨年度も学童の関係の工事もやっていたので、遊ばせていないと。そして、新庄と忍海につきましても、そのような形はとっていない現状かなと認識しております。

以上でございます。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 学童保育についても指導員の方を確保するのが大変な中で、要望を申し上げるのも何なんですけれども、やはり聞いておりますのは、ずっと部屋で過ごすことになるので、例えば学童行っていない子は外で遊んでいるわけです。だから、学童へ逆に行きたくないとか、そういう子もおられたりで、できたら、外で遊べる環境が望ましいと思うんです。これ、人の関係もあるから、何なんですけども、ぜひ、またそういうところ辺も検討していただけたらなと思います。

学童については以上です。よくわかりました。またあと、いろんなことは、またお伺いします。はい、ありがとうございます。

岡本委員長 奥本委員。

奥本委員 ちょっと今の、ほんまに関連になりますけど、確認だけお願いしたいと思います。先ほどの新庄小学校の学童保育の新設というか、新設なのか、今既存のやつ、新設やない。すいません。それに関しまして、収容のキャパの確認だけ、ちょっともう一度お願いしたいんですけども、前回の9月議会のときの説明では、現状の学童が120名のキャパで、学校施設を使っているところが100人の合計220名のキャパがあって、それが全然足りない。新しく追加して建てる予定が200名規模のキャパにしたいというところが、たしか説明としてあったと思うんですけども、となると、今現状の新しく建てるやつが200名であって、従来から使っている学校本来の学童が120名。学校の方の今の図書室か何か使っている100名はもうこれ使わないということでもいいのかというのがまず1点です。

同じくそのキャパとか考えてくると、先ほどの保育所の定員のところなんです。これも前回の、これは3月のときにご説明でいただいております、公立の當麻地区の保育所、合計すると定員が380名と確認させてもらっているんですけども、それが、令和2年の申し込みの今現状のところ477名、これで言うと約25%オーバーですよ。これはこの定員というのは、施設の面積に対する定員なのか、あるいは保育士の数に対してこれぐらいの受け入れのキャパがないという意味の定員なのか。面積やったら当然足りなくなりますよね。25%オーバーというのは、去年の段階で私立の新庄地区の3園で、これは定員数470名に対して、去年令和1年度のところで560名受け入れ、これも20%オーバーという、それよりも多い数が今現状で25%オーバーの数が申し込まれているとなると、こちらの方の、保育所の方の、要するに定員が本当に大丈夫なのか。また面積的に足りないのであれば、こちらの方も何か追加とかいう、新たにつくらんとあかんのかというのがこれが2点目です。

3点目がちょっと細かいところなんですけども、18ページの児童福祉費の中の一番下です。13番委託料、緑化植栽等管理委託料、これ当初予算24万1,000円というの、あったんですけど、ほぼほぼ同じ金額が載ってきて倍になっているということは、これ植栽ですから、恐らく何かの木の剪定かなと思うんですけども、こんなに倍になるぐらい見通しができんかったんかというこれが3点、ご回答をお願いしたいと思います。

岡本委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

ただいまの奥本委員のご質問3点についてお答えさせていただきます。まず1点目の、学校の100人キャパと新しく建てようとする学童のキャパについてのお問い合わせでございました。そちらにつきましては、前回9月に200人ほどということでお答えさせていただいているんですけれども、できれば40人ずつの単位で、補助金というのをちょうどできる形になりますので、基準が40人ずつになっております。ですので、できれば240人までの施設を建てれば、ありがたいなあと考えております。それが1点目でございます。

次に2点目、保育所の面積について、これでいけるのかという定員の部分のお問いでございます。定員といいますのが、保育士の数に対する分ではなくて、子どもの年齢によって、1.65平方メートル、1.98平方メートル、3.3平方メートルという要件がございます。年齢によって1人に対して、それだけの平米を確保しなければいけないということの決まりがございます。その中で、今おっしゃっていただいた380名のキャパなんですけれども、これが公立でどうなるかというのを、実際、私どもの職員で各部屋を測って、どれぐらいの受け入れが可能だろうかというのを調べております。その中で、法律に違反をしない範囲で可能であろうということで、今、全員受け入れに向けて努めている。それが1点と、また9月議会で、補正予算を上げさせていただいているんですけれども、リズム室の改修、磐城第2保育所におきまして、100平方メートルのリズム室がございます。そちらを改修する費用を認めていただいておりますので、そこで数十人受け入れが可能だということで、キャパの増加も図っているところでございます。

次、3番目の緑化の部分でございます。緑化の部分で24万2,000円の増額をお願いしているんですけれども、こちらの内容でございますが、磐城第2保育所の近隣住民より空調室外機の稼働音がちょっとひどいという苦情、改善の要望がございました。それで、そちらを確認いたしましたところ、防音壁ではなく植樹というものでもだいぶと緩和されるので、そちらでというお話をさせて、そちらの方がそういったご希望もございましたので、植樹を行って防音効果を図るということで予算を計上させていただいております。予定といたしまして、常緑樹を4、5本植樹、室外機の近くにさせていただく予定でございます。

以上でございます。

岡本委員長 奥本委員。

奥本委員 詳しくキャパの説明ありがとうございました。理解できました。さっきの植栽のこと、私ちょっと金額間違えました。24万2,000円ですね。これ、当初の予定になかった案ということで防音の用に適するためということで理解いたしました。ありがとうございます。

済みません。一つ、先ほどの新庄のところは、結局、240人規模ということですけども、2つが1つに、今現状の2つのやつが1つになるんか、あるいは、現状の学校の利用のところだけをなくして、従来の学童と新しい学童の2体制でいくのかということだけ、ちょっともう一度お願いします。

岡本委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

奥本委員の質問にお答えさせていただきます。現状、今、考えておりますのは、小学校の特別教室についてはお借りしない方向で考えたいと。ただし、残りの部分につきましては、どの規模の分が建てられるかどうかもひっくるめて、今検討の段階でございますので、まだ、そちらの方につきましては、1つに統一するのか、2つ併用にするのかは、ちょっと今、まさしく検討の段階でございます。よろしく願いいたします。

岡本委員長 奥本委員。

奥本委員 言いつ放しということですけど、となると、今現状のキャパが学校の施設含めて、220名なんですよね。40人単位でふやしたとして、予定として240人で、20人ふえるだけなんですよね。言ってみれば。20人ふえるだけやったら、学校の方で何とか無理言ってもらって、もう1教室ふやしたら、済むことなんかとも思ってしまうんですけども、これはやっぱり、全然足りないと言っている以上やったら、従来の学童も残した上で新たに新設という方向じゃないとここまでお金かけてやる意味があるのかなと思ってしまうんですけども、その辺も今後検討されるということで、また報告をお願いします。

岡本委員長 副委員長。

松林副委員長 私の方は18ページの3款民生費、2項児童福祉費の一番上にあります、児童扶養手当事業2,968万2,000円、これは、多分ひとり親家庭に支給されるものだと思うんですけども、増額補正なった内訳をちょっと、理由をちょっと教えいただけますか。

岡本委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。ただいまの松林副委員長の質問に答えさせていただきます。

こちらの分なんですけど、おっしゃっていただきましたとおり、父母の離婚などでひとり親家庭となった親子の生活の安定と自立の促進に役立て、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当でございます。こちらを、今回2,968万2,000円増額お願いするところでございます。概要でございます。当初予算の編成時においては、支給回数を4カ月ずつの年3回12カ月分で予算要求しておりました。このたび、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の公布を受け、児童扶養手当法の一部が改正されたことに伴いまして、本年の11月からは2カ月分ずつの年6回の支払いというところに見直されたところでございます。これに伴いまして、今年度は、変則的な支払いとなりますので、15カ月分の予算が必要となったことから、このような予算を追加で要求させていただいたところでございます。

以上でございます。

岡本委員長 副委員長。

松林副委員長 児童扶養手当法の一部法改正により、年3回の分が年6回という、2カ月ごとに支給になったということで、この大体理由はわかったんですけども、これは増額補正なるのは今年だけという考え方でよろしいのでしょうか。そして、もう一つお伺いしたいのは、年3回、年6回、年の支給総額は一緒なんですかね。支給される総額は、一緒なんですかね。

岡本委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 松林副委員長の質問にお答えさせていただきます。

児童扶養手当、これは今回だけですかという、まずお問い合わせいただきました。そちらは、そうでございます。来年度からは12カ月分ずつの予算要求をいたします。今回、時期が11月から2カ月分ずつになりましたので、変則になりまして、本来、翌年度の予算で計上して支払う部分が2カ月、2カ月ということで、3カ月分の計上が必要となったことから、このような増額というお願いをしているところでございます。

以上でございます。

松林副委員長 年の総額は一緒ですか。

井上子育て福祉課長 はい、支給額につきましては、毎年、物価スライドにより少しずつ上昇しておりますので、昨年よりも1人目の人だったら500円ふえてという、これは物価スライドの部分でございますが、今、1人目が4万2,910円、2人目加算が1万140円、3人目につきましては6,080円ということで、それぞれ物価スライドで数百円もしくは100円の上昇はあるところでございます。

以上でございます。

岡本委員長 もう、歳入もないので、今おっしゃっている質問だけ受けていきます。

谷原委員。

谷原委員 そしたら6ページのところですけど、2款総務費の1項総務管理費、事業名は移動系防災行政無線デジタル化整備事業6,480万円となっています。これは当初予算どおりの計上をそのまま繰越明許ということなんですけれども、一つは、これ入札をかけられたわけではないと思うんです。僕ちょっと入札のあれをずっと見ているんですけれども、入札が不落でこれ繰越明許になったのか。全く入札もなく、今年度何の動きもなく、繰越明許になるのか。ちょっとこの繰越明許がどういうことで、こういうところに今上がってきているのかということについて、お伺いいたします。

岡本委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。よろしく申し上げます。

ただいまの谷原委員の質問に対してでございますが、当初予定しておりました移動系防災行政無線デジタル化整備工事の事業費の繰越しでございますが、こちらにつきましては、それを発注に向けての設計の方、県の専門職と打ち合わせしながら進めさせていただいて、10月に設計完成したところに伴い、11月に入札発注を行いましたところ、入札参加者が1社であったため不調ということで終わっております。

その後、今後、仕様の見直しであったり、業者の入替等を踏まえて再入札を計画させていただいたところ、不参加の業者の聞き取りの中では、今回予定しております無線機の納期等が今回発注の工期では難しいというご意見も多く、配置技術者の確保もできないということの中で、不参加が多くて1社の参加であったということの事情を把握して、改めて仕様見直し並びに業者の入れかえというのが、今回8社でさせていただいた以外になくて、それ以上の仕様見直しの発注も難しいということで、改めて入札を行うためには工期を改めて延長した上での発注をするためには、今現在の年度内の月数では発注ができないということで、繰

越明許の設定をお願いさせていただいた上で、改めて入札発注を計画するものでございます。
以上でございます。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 よくわかりました。だから、年度内に一応入札もう一度かけるために、納期が年度内にはちょっと入らないから、これで繰越明許をさせていただくということで、はい、ありがとうございます。

岡本委員長 奥本委員。

奥本委員 今の関連でお伺いします。これ当初予算6,688万8,000円だったんですよね。これが繰越しになって、208万8,000円か少なくなっているんですけど、これはどこかで執行されたということなんですか。単純に金額がこれで変更になっているということなんでしょうか。

岡本委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。当初の予算の中では、この移動系の防災行政無線のデジタル化整備以外に、一昨年から進めさせていただいた同報系の防災無線に伴う部分の工事費等が含まれておりますので、その部分を除いた分ということでの、今回、移動系の防災行政デジタル化整備事業分の工事費の6,480万円の繰越しということになります。
以上です。

岡本委員長 奥本委員。

奥本委員 同報系というのは前回説明なかったような。前回、私、聞いていたのは、移動系のところで、消防団用トランシーバーがアナログからデジタルに変更するというので、車載10台とその他50台。これは消防団正副団長、分団の事務所とか、もろもろ含めて50台。合計60台の整備に対しての6,688万8,000円と聞いていたんですけども、その同報系というのは、これはまた別に整備されていたんじゃないかなったんでしょうかね。

岡本委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 同報系というのは、今、各家庭の戸別受信機で設置されている部分のデジタル化無線のことでございまして、ちょっと今、当初予算の明細を持っていないので申しわけございませんねけど、今回の、今おっしゃっておられる消防団の活動及び車載機等を踏まえた移動系の防災行政無線については、トランシーバー型が50台、車載型10台の60台の計画ではさせていただいた中での整備工事費としての基地局も踏まえた工事費として6,480万円で計上させていただいた部分ということでございます。

岡本委員長 手持ちなかったらこれから休憩するさかいに、昼から、手持ち、ちゃんと持ってきて、ここで説明をしてください。

それでは、いろいろ審議をしていただきました。1款から4款までの分につきましては、一応、質疑はこれで打ち切りという形をしていただいて、1時半から、5款から8款までお願いをするということで、よろしくお願ひしたいと思います。ただし、始まる前に竹本課長だけ、始まる前にあんただけ、答弁しいや。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時09分

再 開 午後1時30分

岡本委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず初めに、午前中の答弁が一部残っておりますので、竹本課長から答弁お願いいたします。

竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞ、よろしくお願いします。

午前中、奥本委員の質問で防災行政無線管理費の工事請負費の当初予算額6,688万8,000円で、今回繰越明許費で移動系のデジタル防災無線の工事費は6,480万円でございます。残りの208万8,000円につきましては、同報系の、既につけさせていただいた部分の戸別受信機で受信をさせていただいている中で、どうしても当初から電波が入りづらくなって、外部アンテナ等を設置する必要があるときに対応させてもらう部分としての工事費として計上させていただいている部分で、それ以外の今回の移動系につきましては6,480万円の繰越明許とさせていただきます。

以上でございます。

岡本委員長 ちょっと、わし、わからへん。208万8,000円はもう執行済みか。執行していないわけ。予備やから執行していないとこういうこと。

竹本課長。

竹本生活安全課長 当初15件を想定し組ませていただいております。そのうち今回5件を、今現在執行済みということになっております。

岡本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。内容わかりました。

岡本委員長 それでは、5款から8款までの部分につきまして、質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 後半戦もよろしくお願いいたします。僕、30ページ、消防費、消防団屯所の工事請負費の3,550万円ですか。これは増額した理由をお聞きしたいのと、あと、工事のいつ始まって、いつ完成するかというめどが立っていたら教えてほしいのと、あともう一つは、今、消防団の方々、操法という大会、4年連続で優勝されていて、今年も、第1分団の方々すごい頑張っているとお聞きして、この屯所の建替え、僕は全然大賛成なんですけども、前回お願いしたと思いますけども、しょっちゅう、しょっちゅう建替えとかできるものじゃないから、団員の方々、どういう施設がいいかというのを声聞いてくださいとお願いしていたと思うんですけども、どんな声が上がったか、ちょっとお聞かせください。この3つお願いします。

岡本委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。よろしくお願いします。

ただいまの杉本委員のご質問に対しまして、まず1点目の今回の増額の工事請負費3,550万円につきましてでございますが、当初予算で今年度、建築予定としておりました1分団、5分団の工事請負費総額8,000万円を計上しておりましたが、今年度、年度当初に設計委託

を発注したところ、9月末に設計が上がってきた中で、まず第1分団につきましては、ボーリング調査の結果、杭地業等が必要になったためであったり、現状の屯所の壁材にアスベスト材の含有が含まれているということでの撤去費用であったり、今3点目でおっしゃっていただいた中で、1分団と協議させてもらっている中で、今現在ポンプ車が、南北方向に建てていて、一たん、南向いて出て、そこから道路に出るという関係がございますが、それを東西方向に建てることにより、即道路向きに、東向きに出ることを想定した中での計画をさせていただくことにより、それに伴い、駐車スペースも有効に確保できるということもあり、そういった設計をさせていただくところにより、延べ床面積等も増加したこともございまして、あと、今現在、2階への階段が屋外階段になっておりますが、こちらを屋内階段にするということで、設計の結果、増額となったものでございます。

それと5分団につきましては、1分団と同じく、壁材のアスベスト材の含有に伴う撤去費用であったり、同じく、外階段を屋内階段にすることにより、延べ床面積の増加に伴い、設計額等が増額したことにより、今回、当初の予算見込みよりも設計額が上がったために発注額として、予算額が不足するために増額お願いするものでございます。

それに伴いまして、あと、工事の発注見込み等の工期でございますが、工期につきましては、通常、設計が上がり、発注を予定させていただいていまして、予算額が不足することと、今回、発注に当たり計画をさせてもらっている中で、今回予定しています鉄骨構造に伴う建築資材であります鉄骨のボードの納期等が、昨今のオリンピック需要などで品薄という情報もあり、発注からの納期が6カ月以上要するということもあり、当初予定していました半年の工期では建築工事の完成が見込めないということもあり、工期をその納期を踏まえてとるために、工期を長くにとって発注することを計画するために、今回、繰越明許も設定させていただく中で、発注を計画させてもらうこととさせていただき、今回の予算審議後に発注をさせていただくということで、来年度にまたがっての工期設定での工事を予定しているところでございます。

それと、操法大会に向けてのということでございますが、まず操法大会につきましては、2年に1回の開催となっております。昨年度に続き、来年度、今、杉本委員もおっしゃっていただいたように1分団の出場を計画しているところでございまして、そういったこともあり、操法大会が8月にあり、県大会が8月でございまして、その後、今現在4連覇で5連覇を目指して頑張らせていただいているところでございまして、5連覇されまして、その後が全国大会10月ということで、そのあたりのことでもありますので、当初は今年度内に終わらせて、来年の操法大会に影響のない範囲で計画させていただいて、今年の予定をしておりまして、今、説明させていただいた理由でございまして1分団と5分団をあわせての発注でございますが、発注仕様の中では、今、1分団と協議しながら、操法大会終了後から着手できる計画での工事着手ということで、操法大会に影響出ない調整をさせていただいているところでございます。

あと、各分団につきましては、それぞれ建替えにつきまして、分団長、副分団長中心に設計協議をさせていただいており、今後、計画しています2、4、6分団につきましても、ま

た詳細について意見を聞きながら、させていただく予定とさせていただいております。そういう形で、種々ご意見を伺いながら、設計協議はさせていただいているところです。

以上でございます。

岡本委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。これは、今、何かで資料もらっているんですか。これは今の現状ということですね。ほんで、僕、前、言わせてもらって、緊急を要するんだから、もちろんすぐ出られるようにというのは、声は反映されているということによろしいですね。ありがとうございます。

今のお話やったらボーリング調査とアスベストという、僕これ前のトイレのときも言ったと思うんですけども、僕ちょっと知り合いの方にまた聞いてきたんですけど、この年代の建物を解体とかするときには、アスベスト調査はもちろん、うちらはやっているよ。何で先わからへんのというのを、また同じこと言われたんです。前も。僕、前もそれトイレのときに言ったんですけど、まず1個目聞きたいのは、このアスベスト調査、後から出るものなんですか。これがまず1個目。

ほんで2個目、来年の10月とか8月とかの話みたいなので、前も言ったと思うんですけど、第1分団の屯所の裏の家、ちょっと見に行ってもらったらわかると思うんですけど、もう空き家であろうという家なんです。駐車場も確保してもらっているんですけども、駐車場も広げるためにも、空き家対策もありますし、裏も踏まえてという案はもう考えられないんですか。考えられないと思うんですけども、僕は何で団員の方々の声を聞いてくれたんかと言うたんですけど、僕の知り合いの方は、絶対それしてほしいと言うているんです。僕の知り合いの方は。そういう声は聞こえていないんですか。この2点お願いします。

岡本委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本でございます。そのアスベスト材の含有につきましてですが、本来なら、今、お手元に配らせていただいている平面図とあと簡単な立面図しか、手元に当初、今現在の屯所の図面が存在しておりません。正式な全体像の資料等ございましたら、そちらに壁材の含有状況とかがはっきりしていた段階でわかっていたら、当初計画もできたんですけども、実際設計委託等で発注させていただいた中で、現場調査いただいている中で、この年代であれば、設計業者の方から含有の可能性は非常に高いということで含有分を見込んだ設計をしていただいたところでございます。

あと、声についてでございますが、その空き家については、そういう声がありましたけども、今現在、車庫の出入りを東向きにすることにより、今現在の南側の残地の部分についても、台数もふやせることもあり、そういったことも反映させてもらいながら、させていただいております。ということで、声は聞きながらはさせていただいておりますが、今現在の計画でご理解いただいているところでございます。

以上です。

岡本委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。そのアスベストの件に関しては、ちょっと僕よくわからないんで

すけど、そしたら、この年代の建物を壊すたびに、後からアスベスト出ましたという話になるような気がするんですけど、この年代、わからないですよ、僕専門家ではないので。この年代の建物を壊すときに、アスベストあるかも知らへんから見てよということとはできないんですか。参考までに、2回目やからね、アスベストが出てきたから、工事おくらせていますというの2回目やから、僕言っているだけで、それは次回また生かしてください。

あと、裏の家の件に関しては、そういう声を僕は聞いているんですけど、それを、僕は前の委員会で、声を聞いてくれと言っていますと、きのう話したら、そんな、誰も聞きに来てくれないという声も聞いているので、ちょっともう一回再度聞いてもらったら、うれしいです。

以上です。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 私もこの屯所の件でちょっとお伺いします。

まず1つ目は、30ページのところにある補正の予算として、3,550万円が増額になっていると。これ、1分団、5分団の建替えの分ということでお聞きいたしました。ということで、そういう補正が行われるのわかるんですが、一方、6ページのところ、これは繰越明許というふうな形で、追加の補正もあるというふうな形だろうと思うんですが、7の消防費の1項消防費、これ消防団屯所建替え、これ1分団、5分団となっていますから、同じでしょうけれども、これの金額は1億3,574万円となっているんです。ということは、当初予算が80万円でした。その80万円から3,550万円となって、そこから、またこう上がった補正が繰越明許に上がっているんですが、これがどういうことなのか、ちょっと全くわかりませんので、このことについてちょっとご説明をお願いしたいと思います。

岡本委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本でございます。

ただいまの谷原委員の繰越明許費での消防費の消防団屯所1分団、5分団で1億3,574万円の内訳でございますが、こちらは、今、当初、工事請負で予算計上させてもらった8,000万円と今現在の補正の3,550万円のあわせて、工事費として1億1,550万円。これとあわせて委託料としまして、今年度、来年の工事を踏まえて5カ所の屯所の設計並びに1分団と5分団の工事監理費の計上させていただいた、その発注契約は既に済んでおりまして、鋭意設計等を進めていただいているところでございますが、1分団と5分団の設計については完了しておりますが、それに伴い1分団と5分団の工事監理費の部分につきまして、工事費が今、先ほどご説明させていただいたとおり、来年度にまたがっての繰越しになる関係上、工事監理費の部分の2,024万円につきまして、あわせて繰越しさせていただくために、計上させていただいて、あわせて1億3,574万円となっております。

以上でございます。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 今、内訳を伺ったわけですがけれども、これはだから、1分団と5分団の屯所建替事業の繰越明許費じゃないですよ。そこに、ほかの後ほど行われる分団の設計も含めてあるという

ことですから、少なくともこれは分けていただかないと、その私たちが追っていくときに、ちょっとよくわからないんですが、なんで、こんなことになっているのか。予算書のつくり方でこういうふうなことが許されるのかよくわからないんですけども、やはり、設計監理、工事の監理監督については1分団と5分団なんだろうけど、先ほど、中に5カ所の設計業務等も含まれるというようなことがあったので、そこを詳しくもう一度お願いしたいんですけど。

岡本委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本でございます。

ただいまのご説明で委託料につきまして、ちょっと説明が足らなかったのもう一度説明させていただきますと、5月に発注して、設計委託業者に対して5カ所の設計並びに1分団、5分団の工事監理費あわせての委託契約をさせていただいている額が2,024万円で、その中には先ほどの1分団、5分団の工事の工事監理費も含まれておりますので、その部分が工事の工期延長に伴い、工事監理費の方も翌年度執行ということで、あわせて、繰越しをお願いするものでございます。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 意見だけ申し上げておきますけど、例えば入札等も、私たち見ているわけです。その金額で見た金額と全く合わなくなるので、できたら費目としては切り分けていただけたらありがたいし、事前に説明いただいていたら、そのように理解するんですけども、ほかの分団の分まで入れられると非常に追いにいくるので、そこら辺はちょっと切りわけお願いしたいと思います。

岡本委員長 西川委員。

西川委員 関連ですけど、これ、消防費の当初予算から、設計委託業務を発注して、工事そのものが9月まで設計かかって、それでこれ、工事できひんで、繰越しやんねんと。1分団、5分団。消防費では、議会としては、葛城消防署の移転とか、そんなのは減額修正しましたよ。そやけども、屯所に関しては、当初から一切触っていませんよ。間に合わさなあかんと思うから。早いこと。消防団の方々のいろんな、まあ言えばボランティアみたいなやけど危険なことをやっていただいて、やっぱり屯所はきちっと整備せなあかんということ、わかっているから、そんな住民からいろんな、住民の方々の理解もちゃんと得ていないような、そういう消防の移転は減額したよ。議会は。屯所はしていませんで。

ほんで、なんで、5つのあれをしたと言うけど、どこの設計事務所へやっているの。前のときもや。前のときもどこの事務所か知らんけれども、耐震のときに、どんどん、できへんと言うて送ってきて、最後になって、いや、これもう予算のあれを使われへんようになるさかいにと言うて、何かおかしいことやっているやんか。自分らはプロとは違うさかいにあれやけれども、ちゃんとしたとこ使わんと、こんなんはつきり言うて、設計事務所というのは、はっきりと、こんなん図面書くだけ違うで。設計図書としては、これだけのこの工事やって、この金額でという、はっきりとした予算案というか、見積書というか、積算書も全部含めて設計図書やで。積算書も含めて。その積算をようせんと。いや、後からくい打たなあかんよ

うになりましてんとか、アスベストの処理をせんなあかんようになりましてんとか、そんなこと言う設計事務所、俺、知らんわ。

そんなもん調査して、初めからこれだけですよと、それが一つの積算書、設計事務所がやる積算書、そのことも設計図書の1つとして来るのに、こんなん出てくるて。自分らの言う、どんな事務所使てんのか知らんけど。工事費が足らんようになったさかいと言うて、繰越しを認めろてか。工事費の繰越しを認めろてか。9月までもかかったら十分やんけこんなもの。これ2つだけやろ。1分団、5分団の。こんなのとっくにできるやんけ。年度内に。設計事務所、積算書きちんと出すように言うたんか。ほんで、まだ、そんなことやっていて、工事費が上がるさかいと言うて、監理料まだふやすん。弁償せえ言うんちゃうんかい。監理料ふやすの。どんな工程でやっていたんや。教えて。

岡本委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。西川委員、設計の関係はお詳しいと思いますので、その上で、いろいろなご疑問点について、今お問い合わせいただいていると存じます。それに合わせて、葛城署の移転に関する予算でありますとか、あるいは、もう一つにつきましては、これも議会でご議論いただいたところですが、事故繰越に至った保育所の関係とか、いろんなこともあわせて述べられたようでございますが、まずは、今回の予算案につきまして、担当課長からのご説明が非常に曖昧で伝わっていない部分があると思いますので、その辺につきまして、大枠につきましては私の方からご説明をいたします。

今回のこの予算案に限った議論として、もう一度ご説明を申し上げますので、その上で、不足がありましたら、また担当部長、担当課長からもご説明、補足もあるかもしれませんし、お問い合わせいただければと存じます。

今回の件につきましては、まずは、全体の屯所のうちの第1分団と第5分団につきましては、本年度中に工事をしたいということで、設計監理の予算と、それから工事費の双方を見積もって、ある意味、本当は設計をまずやって、工事費をしっかり固めて、その上でそれを踏まえて、予算を組んでという順番に予算計上してやればよかったわけではございますが、そこにつきましては、もともとは市長のいろんな思いの中で災害に強い葛城市の中で、防災に関係ある部分ということで、これは緊急にやろうという思いも込めて、単年度で、急いでやろうという形の予算を組んでしまったところでございます。したがって、委員が先ほどからご指摘いただいております部分につきましては、これは、設計監理の工事費につきましてもあわせて、見積り、詳細に現地調査をして、そもそも当初予算を組んで、その上で設計の業者を決めてやったわけではなくて、それも工事も含めて一緒に本年度でやろうということで、まずは、どれぐらいかかりますでしょうかということ、見積りの中でも多少の調査をしたんでございましょうが、その上で、設計監理の委託料も工事費も両方とも見積り価格として予算計上したと。その上で、実際に本年度の実施として、現地の調査をして、設計をしっかりくりましたところ、十分にこれは、業として、設計会社がやったときに、見積りの中で、当初の見積りよりは、不足をしている工事費が出てまいったので、その部分をまとめて予算計上をしたいということを説明をしたわけでございます。

したがいまして、いい加減なこの調査で、どうしてその設計会社が設計したのにわからなかったのかということにつきましては、きちっと設計会社に委託の上で業務をしていただいた上で判明をしたと。ただ一方では、委員ご指摘のとおり、そこも含めて、きちっと予算計上すべきであるということについては、ここは真摯に受けとめながら、一方では、急いで、委託料とそれから工事費と両方とも、本年度に計上した結果がこういった結果になってしまったといったところが大筋の部分でございます。

その上で、これ、ここも委員ご指摘のとおりでございます、現場は、言ってみれば、大きな車庫に事務所機能がついている2階建ての建物、構造も鉄骨造を考えております。こういったことから、ここも委員ご指摘のとおり、我々も、そんなに工事の方の業者の選定にこんな時間がかかるとも思っておりませんでしたし、一たん契約ができましたら、速やかに工事が現場で遂行できるものと、そういう見積もりをしておりましたが、ここはいろいろと、これも適正手続の中で、その業者の選定を行う中で、なかなか入札に参加していただける業者がないと。これにつきましては、このことに限らず建築工事について、今、非常にある意味困っているというか、研究をしているところではございますが、どうも、鉄骨同士をつなぎとめるボルト自体が、これが多分オリンピック需要、東北の復興需要、その他いろんなことがあって、要は部品が手に入らないといった事態が、どうも業界の中では起きているようでございます。そういったことから、実は、工事がなかなか思った工程では進まない中で、どうも年度が超えてしまうかもしれないということで、年度を越える形の予算措置を今回お願いすると。

あわせて、その業界がそういう事情であろうということが、いろいろな調査の中で、我々理事者の方もわかってきましたので、そういたしますと、これは、引き続きで来年度に予定をしたいんですというご説明をしておりました、残りの屯所の部分につきましても、2分団、4分団、6分団につきましても、これは、支出自体は、来年度になるかもしれませんが、契約といいますか、入札の手続自体は、本年度から準備をしておかないと、こちらについても発注ができないかもしれないということの中で、これについてもあわせて、今回もう債務負担ということで上げさせていただく中で、適正な発注の方法を模索していきたいと。

申しわけありません。予算案の中ではそれぞれ個別にばらばらに3カ所に出てまいりますので、こういった意味では、予算案、予算書のみでは、なかなか全体像がご説明しにくいところでございます、これについては、谷原委員からもお問い合わせがあった部分でもございますが、全体としては、こういった事情の中でやっております部分でありまして、本当に設計そのものについて、お詳しい西川委員の方からご指摘にありました部分については、それはもう重々に受けとめながらも、実はそういった事情でございましたということについて、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

岡本委員長 西川委員。

西川委員 ご理解はせえへんけど、ご理解はできへんのよ。ようこれ、どこの事務所か知らんけど、これ基本設計から実施設計、小さい大きい関係なしに、基本設計から実施設計、で、工事監

理と、積算業務をやらなあかんと。これどういう条件でこれだけのやつと言うて、何社ぐらいが、その条件をどない絞ったんやと。どんだけの作業量をせんなん。普通は、こういう学校やったら、こういうふうなもので、こういうなんを建てたいと。これに関して、設計をやってもらうのに、自分とも工事費高、大体こういう規模やったらというて、工事費高出して、それで、それに対して設計料というのは積み上げていきなり、ある程度のパーセンテージを見ながらやるのに、どんな条件で出したんかもわからんし。ほんだら、ようこんだけかかりまんねんと言うて、どんな設計せえと言われていいのかわからんのに、よう2千何万円ですりまんねんと。どこか知らんけど、ふつう怖うてそんなんできへん。それが、いやいや市長が急いでいるさかいに、早いことやらんなんさかいに、ぼんとやったら、ほんで後から、いやあ、これかかりまんねん。いやあ、こんなんせなあきまへんねん。その費用もかかりまんねん。そんなん、僕が設計の方のことよう知っているとかそんなん違って、今まで、葛城市でもそんな設計に関してはそんな発注みたいなんしてきていないはずやで。そんないい加減な発注みたいなんしてきていないと思うよ。

あんまりそんなん言うてもあれやけどな。何か、今の副市長、いろいろと俺言うたら、いろいろと答弁してくれはるさかい、あんまり副市長とばかり、俺、やりあいしているのもあれやさかい。こんないい加減な。俺、いい加減やなと思うよ。ほんまのところ。なんぼ小さなものであっても、1つ1つの、1から6まであれば、1つ1つの大きさもみんな違うわけやから、そのトータルがこんだけやったらわかるで。そやけど、1つ1つ事情違うわけ、くい打たんなんともあるんか。ほんだら、これに対してはこれだけのことが、それを条件として言うてあげて、積み上がって、初めて出てくるわけでしょ。うちはこんだけの。ほんで、何社かが、ほな、これだけで請け負います。そういうふうな、まずそこから、入札、設計の方から何社か応募して入札したんかいな。そこのところもようわからんし、どんだけ応じたんかも知らんし。

で、業者は、そんなハイテンションボルトやろか、ボルトのやつが入らへんねんて言うけど、業者そんな言い訳するいう。してくる業者も恥ずかしいわな。

意見としては言うとかわ。なんせ、知らんで、後から決算でどうなってくるのか知らんけど。

それと、1つは、市長もやけれども、総務の方も気をつけてほしいのは、議会軽視と大きな声では言わんけれども、消防委員会があったときに、先月か。ほんだら、消防の人らが来てはるから、この屯所の建替えを考えています。こうしています。言うて、今おくられているけど、こうします。そういうことの話をしはるのは、僕は当たり前やと思う。そんなんしはったらいいと思う。みんな期待してはんねやから、僕は消防委員のあれで行っていたときに、ちょっと注意しといたけども、それ、伝わっているのかどうか。

市長が、12月の補正予算でこう上げまんねんと言うたんよ。こんなん、今、上がってきまんねんで、今審議してんやで。それはちょっと気をつけてもらわなあかんのちゃうかなと。その発言をすることを。いや、今こうしてな、こうやって、屯所の建替え、こういうふうな計画してまんねんと、こういうことやってまんねんと。そういうことはいいよ。そんなん、

みんな言うのは。なんで、12月に補正予算上げてまんねんと。そんな話、消防委員でされて、記憶ないと言うんやったら、それでいいけど。ピンと思って、そのときに言うてん。みんな会議終わってから、こういうことをやらしたらあかんと。こんなことをしたらあかんよと。市長にも言うといてやと、その時に総務に言うてある。一事が万事やから、議事をそんなけ無視してくるのやったら、それでええがなという。頭にそういうことあるからやんか。

そこらはやっぱりきちっと気をつけてもらわんと。僕はこれ、あんまり、さっきの用地の話も一緒に、そんな、このやり方がおかしいさかい言うて、そんなわしら反対、このことが反対やなんて言われへん。言うたらいいのにと言うんやったら、言うけど。そやけど、そうと違うやん。やっぱり要望あったりしたら。屯所のこともそういうことやん。何かやり方不備やなと思ったって、やっぱりそういうことはきちっとやって、してくれはらんとやで、今みたいに指摘したようなことを、なんでんのんとこんな、後からくい打ちの分ふえまんのや。その分もまた設計の委託料もちょっとまたふえてきまんのや。計算せんなんさかい。それで監理料も上がりまんねん。それで、工事やろうと思ったら、アスベストの分もこんなんしまんねんて。そんな行き当たりばったりなこと、こうやって上げられたら、かなわんなあという気はありまっせ。そやけど、今ここへ来て、今この現状になって、そんなことも言われへんので、そこらどういふふうにお考えなのか。まあ、返答できるのか、できへんのか知らんけど。

岡本委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの西川委員の質問といたしますか、ご指摘でございます。確かに、消防委員会の席上におきまして、現状ということで報告の予定をしておったところでございますけども、不用意な発言というか、12月補正をお願いするような流れであるというような内容の説明をしたことは事実でございますので、この場で深くおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

岡本委員長 西川委員、よろしいか。

西川委員 もう、答えられへんのやろ。そんな。そういう発注の仕方をるる説明しはったんやから、もうそんなそれ以上、どうしようも。競争入札したんかい。これ、どないなつたんやということぐらいは、設計に関して。

岡本委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

ただいま西川委員の設計委託業務に対する発注につきましては、設計業務委託会社7社に対する指名競争入札をさせていただいております。その中で、現在の5カ所の屯所の建替えの設計、ボーリング調査並びに測量等も踏まえた設計委託をさせていただき、そこに、今年度工事予定の1分団、5分団の工事監理を含む設計委託をさせていただいております。その中で、1分団、5分団については今年度、工事の予定がありますので、9月には発注できる準備での設計監理をしようということで発注をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

岡本委員長 西川委員。

西川委員 その7社でやってこんな状態が出てきたということは、設計の、こういう与条件で、与える条件、設計をやるときの条件の整理をきちっとしていなかったから、こういうことになっているということやわ。それはなかなか自分らで、その整理はできへんやろけど、きちっと、こういうことでやってくださいと言わんと、それは入ってなかったわと、そういうことやなあと思う。その条件整理せなあかん。

岡本委員長 委員長変わります。

松林副委員長 正副委員長交代します。

(正副委員長交代)

岡本委員長 今、西川委員なり、いろいろ質問あったわけやけど、基本的に担当として答弁する内容、今、聞いていたら、アスベスト出てきました。くい打たんなんようになりましたてなことを言うて、今、西川委員の話、聞いたとったら、いかにも設計事務所の落ち度のようにとれるわけや。そんな答弁の仕方ないと思う。自分たちが今言われたように建物、現場見て、どんな建物今建つとんねんと、少なくともそういうことは把握する。スレート入ってある。アスベスト入っているというのは、そうわかりや、くい打たなあかん。平成7年、阪神大震災。鉄筋の容量変わってある。くい打ちせんでもいいやつも、くい打たなあかん。例えば、道路であつたら、橋25メートルくい打たなあかん。今、一般住宅、5メートルのくい打たなあかん。そんなこと自分らわかっているやろに。それに今いかにもアスベスト出ました。くい打たなあきませんねんと言うたら、今、西川委員おっしゃるとおりや。設計事務所、何ぼんやりしとったんと。設計事務所、ぼんやりしていたんか。おたくらが、きちっとそういうことをやっていないのか。その設計書の仕様書の中に、もちろんボーリングは入ってあるやろ。おたくらが5メートルやと思ったかって、土質調査したら8メートルなるのかわからん。少なくともアスベストありましたというふうなこと言うたら、それはもうむちゃくちゃや。

それと、この工期についても、設計委託、発注の時期が遅いのと、発注の工期、2月末になつてははずや。それで、1分団と5分団、年内に8,000万円の工事費組んである。それに対して早よせなあかんということだったけども、発注の時期がずれた。それに対して、入札が不落になった。これ事実や。そやから、今、言われていることを肝に銘じてということは、いつも言うている。発注の時期をいつにするのか。4月に発注せえとは言わん。そやけど、少のうても、議会かけるんやつたら6月議会に間に合わすとか、いろんな形で努力をする。その姿勢が本当に欠けていると私は思います。

それと今説明する段階で、その質問する者も悪いんか知らんけども、ここに債務負担行為組んであるということは、一連のものやから債務負担も一緒に説明をする。今副市長、触れられたように、繰越しは繰越ししますけども、あとの3個分団についても、3月までに入札をせないかんということで債務を組ませてもらいました。そやから、できるだけ3月までに、5分団発注しますよ。そこまでやっぱり説明をしないと。ただ繰越ししました。2個分団だけ繰越ししました。債務負担組んでいます。債務負担は3個分団だけでんねんと。やっぱり関連するやつは、もう質問される内容を自分らが理解をして、やっぱり一緒に説明する。こういう姿勢やないと、本当に、予算を組んで、いつの時期に予算を執行していつ、金額を

どこで決めるんや。そんなことをきちっとやってもらわんと。本当に、西川委員指摘されたように、この葛城市の職員はなんやねんと。

西川委員 私は、そなん言うてへん。

岡本委員長 ああそう。いや、私はそう思う。設計するんなら、きちっと、設計するための設計するわけやん。担当がわからへんのやったら、ここでそれこそ、今年のワンチームやないけどやな、設計する人もおるやんか。建築専門3人もおるわけや。そやろ。そこへも行って、設計を頼む。設計の設計を頼んだらええわけやんか。そんなことをきちっとせんとやで、こんな予算委員会に時間かけて、そんな答弁してもうたら、やっぱり委員も真剣にやっている中で、なんという答弁するので、私みたいにきつい言うことになるわけだから、その辺も踏まえて、どういう発注の仕方をするのか。もう一遍答弁願いたいと思います。

松林副委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本でございます。

今回の設計委託に関しまして、前年度の今年度予算計上に当たりましては、概算での現状での建替えということでの、1設計業者の見積もりをいただいた中で、それを参考に今回予算計上をさせていただいていたところでございます。その中で、実際アスベストについては当初図面等が先ほども答弁させていただいたように、現状で含まれているというのが把握できていなかったところでございます。あと、ボーリング調査につきましては、当初からボーリング調査の必要ということでの設計委託会社見積もりの中でも含んでおりまして、それを含んだ、設計委託並びに工事監理業務の発注はさせていただいておるところでございます。

確かに、予算計上の中での工事、設計委託、それに伴う、工事概算の見積もり見込みが担当の方での見積もり等に伴う計上に当たっての見方がちょっと不足していたところがございます。それにつきましては、改めてその建築業務に詳しい者ともう一回、行政の中で、させていただく部分があったかというのは、今後に向けて検討させていただきたいと思えます。

以上です。

松林副委員長 岡本委員長。

岡本委員長 先ほど言うたように発注の仕方をどうするか。例えば、2個分団だけ先に発注して、後で3個分団発注するのか。あるいは、この際、ボルトがないとかという話もある。ところが、通勤途中で、2カ所、今鉄骨の工事やってはる。鉄骨みたいなものボルトついたものや。それをこの公共のとこだけボルトが足らんからできへん。それは、我々としても余りにそうですかと言うわけにはいかんやろ。そやから、例えば、2つの屯所を先に発注するのか。あるいは5カ所分を一遍に繰越した、これ認めてもうたらやけども、認めてもらえるとして、繰越し分と債務負担と、3個も一緒に、5個なら5個、5カ所分、一遍に発注をして、そのランクもいろいろあるやろけども、そのランクに近いところで一般競争かけていくとか、そういうような方法ができるんかと聞いているわけだから、確定なことは言わへんにしたかて、方向づけだけでも、どのような方向でいきたいと思っておりますぐらいは言うてもらわんと回答になっていないと思えます。

松林副委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

ただいまの質問でございます。答弁が漏れておりまして、申しわけございません。

まず、本年度、設計それから工事という予定をいたしておりました第1分団、それから、第5分団の屯所につきまして、まとめて発注をする予定をしておるところでございます。なお、この予算繰越明許費の設定、それから、債務負担等が承認いただければという前提ではございますけども、1分団、5分団を一括で発注をさせていただきたいと。それから発注時期につきましては一般競争入札になる額になりますので、できるだけ早期に入札公告を行い、予定といたしましては1月の末もしくは2月の上旬に入札を執行して契約をさせていただければというふうに考えておるところでございます。

それから、あわせまして、この債務負担行為で設定をお願いしております第2分団、第4分団、第6分団、こちらの契約手続についてでございますけれども、本年度の各分団の屯所建替えの設計業務といったものが、まだ、全部完了しておりません。ですので、優先的に1分団、5分団を先に仕上げていただいたということになってございます。2分団、4分団、6分団につきましては、概算の工事費は伺っておるところでございますけども、発注に至ります、詳細な設計図書等がまだ成果品としていただいておりますので、ちょっと時期はおくれるような形になろうかと思いますが、こちらにつきましても、3つを1つで発注するのか、2つ1つといった形で分けて発注するのかといったところは業界等々の状況も見ながら、今後検討をしてみたい、決定をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

先ほどから、ボルトの納期ということでございますけども、こちらも、一応、業者、業界の状況をリサーチする中で半年待ちもしくは10カ月待ち、場合によっては1年待ちといったような業者の声も聞こえておるところでございますので、いずれにいたしましてもできるだけ早期に発注をし、納品は確実にできるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

松林副委員長 岡本委員。

岡本委員長 部長から説明していただいたわけで、債務負担については、いつごろというところまでは踏み込んでいないのか知らんけども、債務負担を起こすということは、いわゆるこの3月までに執行するために、債務負担を起こすということでないとかんように私は思います。

ですから、1分団、5分団は、1月、2月ということになっているけども、あとの2分団、4分団、6分団、この分については少なくとも、3月中に発注をしないと、債務負担の意味がなさんというふうに思いますけども、その辺はどうですか。恐らく。工期が2月やから、概略設計が出てあるという話だけでも、おおむね入札まで行かへんのか知らん。出てあるはずやと私は思いますよ。そやから、もうこの際この委員会で、約束せいということないけど、大体の見通しぐらい言うとかんと、またぞろまた、なんやいという話になってくるから、ある程度の見通しをいついっかにしますとそこまで言わんでも、大体の発注見通しを話をしとかなないと。またぞろ、債務でやって、本予算組んで、また繰越ししまんねんというようなこ

とのないようにせないかんとなったら、少なくとも、3月中に発注しないと間に合わんというふうに思うんでね。その辺まで余り踏み込んだこと言うたらいかんけども、そのぐらい言うてもらわんと、私は、なかなか議員も納得してもらえないというように思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

吉村総務部長 言葉、説明不足で申しわけございません。債務負担行為を設定いたします、第2分団、第4分団、第6分団の設計業務につきましては、本年度発注をいたしてございまして、工期が3月27日というふうになってございます。ただ、できるだけ早く納品いただくように、お願ひをしておるところでございまして、年度内には必ず入札の公告、もしくはうまくいけば入札まで執行させていただきたいというふうに考えておるところでございまして。

松林副委員長 正副委員長、所定に復します。

(正副委員長交代)

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 同じく関連のところなんですけれども、先ほどから西川委員それから岡本委員がおっしゃっていることと、私もかなり同感するところが多くあります。この間、入札契約ということで、私もそれなりに勉強して質問もさせていただいているわけなんですけれども、私の目から見ましても、どうも、要は入札に至るまで、先ほどありました基本設計をして、実施設計やって、原課で、そして、見積もりをつくって、そして、その上で業者に、設計委託出すと。そしたらこんな問題、起こらないという話の流れだったろうと思います。そうすると、原課でどの程度、そういう見積もりをしているのかとなると、CADでちゃんとそういう積算ができる人がどれぐらいいるのかと原課に。だから、原課でいろんな工事を原課でやってはるわけです。いろんな工事がやらなあかんそれぞれ原課で。だからその建築土木関係の技術者がいない中で、そういう原課でそういうことをやっていかなあかん。そしたら、原課でまあ言うたら、どないなってるのと素人でも思うようなことが起きるわけです。だから、それは、どういうふうなところでどういうふうにサポートしているのか、それが見えてこないもんだから、今回のを見ても、先ほどからおしかりがあるようなことが起きるので、一たんこちら辺が今回の設計業務委託に至るまでです。それでどのような形で原課で調査もされ、積算もされたのか。CADが使えるのかどうか。CADでちゃんとそういうことをやったのかどうか、できなかつたらできる人に頼んだのかどうか。何かそういうところから、ちょっとお伺ひしたいんですけど、よろしいですか。

岡本委員長 課長、答弁できんのかい。全体的なこと聞いてはんねんで。

谷原委員 全体。いやいや、原課、原課。

岡本委員長 原課のこと。

ほな、竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

ただいまの谷原委員の質問に対しましては、先ほども答弁させていただきましたように、予算計上に当たりましては、1設計業者の見積もりを参考に工事費、請負費なり、設計業務委託料等の計上をさせていただいているところでございます。それに基づき、予算執行に当

たりましての設計業務委託につきましては、県の方で設計業務委託の積算のシステム、積算のエクセルでのファイルがございます。それを参考に、県の営繕課にご相談をさせてもらいながら、私の方で過去の経験をもとに設計業務の積算、設計委託をさせていただいたところで、それに基づき、発注を5月にさせていただいておるところでございます。そういう形で、その間の細かい設計の見方については、ほかにおります建築士の資格ある職員に見方の是非等については、種々個々に協議しながらはさせていただいているところでございます。

あとCADの方については、特に、今回は使っておりません。

以上でございます。

岡本委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

谷原委員からは、その担当課がどう対応したかというお問い合わせとあわせまして、市全体の体制についてもご質問、ご提案があったと思いますので、あわせてもう一度お答えをしたいと存じます。

まずは、私たちもできれば、谷原委員、おっしゃっていただいていますように、特に土木でありますとか、建築につきましては、専門職を確保したいなど常々思っているところがございます。そういった意味で実は採用の募集もしておるんですが、残念ながらこのところ2年続けて、土木の専門職につきましては、採用募集はしておりますが、結果的に受験してくれていないということもございまして、その他の専門職、例えば保健師等も含めまして、これは、まずはその市役所の仕事、これだけやりがいがあるんだよということも含めて、しっかりと、後輩たちにもセールスに行ってもらおうとか、いろんな採用戦略も練っていかないといけないねということは、内部で、担当部局で検討しているところでございます。

一方、既存の職員の中で、その仕事の割り振りにつきましても、主には土木の職員につきましては、建設課と都市計画課と農林課で、建築職につきましては、実際、ほぼ建築として建築職をもって働いていただいている人以外にも土木技師をメインとしながら建築を持っている職員もあわせまして、時々数字が出てまいります。現役の職員では建築の資格を持っている人間は3人しかおりません。で、この3人をそれぞれ主に建築の出番の多いであろうところに分散をして、分散して配置しておりますので、彼らは自分たちの本業とか本務をやりながら、今、竹本課長がご紹介したようなことにつきましては、それも、ほかに見る人間がいないのでしょうがないねということで、あわせて、兼務といいますか、ある意味こういう言葉を私が使ってはいけないんでしょうけども、サービスというか協力をしてくれているという状態でございますので、こういった組織が、決して組織の形として、よしとも思っておりませんが、ただ、全体の中でやっぱり今は現役の職員が少ないので、やむを得ない部分もございまして、そこは引き続きベストの解決方策、組織を一つつくって、そこへ彼らを集めてしまっ、全ての仕事をそれぞれの事業課からお願いをしてやってもらうというふうな、先ほど県で営繕課という言葉が出ましたけど、県庁の営繕課はまさにそういった課でございますので、そういったふうにやれば、逆に彼らの中での技術移転とか、そんなこともできるかもしれませんし、そのあたりは引き続き検討していきたいと存じます。

それからちょっと長くなって申しわけない、もう1点でございますが、それとあわせまして、これは常々先生方からの期待も込めたご叱責をいただいておりますとおり、事務職であろうとも、全く専門分野がわからないということは困りますので、ここはしっかりと職員も、今一度こういったご指摘を肝に銘じて、さらに事務職であろうとも専門職と間違われるぐらいの、やはり、一たん担当したからにはその業務に精通をしていただきたいと存じます。

その意味では、あるところまでは多分先ほどの竹本課長の説明のとおり、頑張ったんでありましょうけども、そもそもその地盤改良が、あるいは、そのくい打ち工事が追加で必要になるとか、あるいは、ここをこれ見てアスベスト含まれているよねというところまでは、事前の調査で事務職では今回わからなかったと。でも、その部分については、こういった事情でありますから、そこも、できるだけわかるとか、あるいは事前の業者との打ち合わせの中で、そのあたりまでもう少し詳しく調査していただくとか、いろいろと反省をすれば、まだまだ改善できる余地があるかと存じますので、ここににつきましては、ご意見も参考にさせていただきますながら、職員一同更に肝に銘じて今後の適正化を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 そういう問題意識を持っていただいて、努めていただけたらと思います。私は見ていまして、ほかの事業についても、今回のこの予算書のほかの事業についても、ちょっと質問させていただくことになると思うんですけども、入札に至るまでのさまざまな、こちらの側の設計見積もりをちゃんとしとかなないと、業者に言われたからってどんどん追加になるわけです。その追加分がどんどん補正予算に上がってくると。そんなん、どないなとんねんということです。はっきり言うて。原課でちゃんと見積もって、これぐらいの予算で行くと言うたら、そこに納めるぐらいの気持ちでやってくれないと、何ぼでも予算膨れ上がって、これだけ、この間、朝もありましたけど保育無償化で、後半は、10月以降保育無償化分は、今年度は国が全額持つけれど、来年度からは4分の1は市が持たなあかんし、会計任用職員制度やったら、その上がる会計任用職員制度の賃金も8,000万円というふうなことが市にかかってくるかもわからん。もう財政圧迫というか、窮迫してくるの、目に見えている状況です。そういう段階で、そういう感覚で、ずっとやっていただくと、本当にもう事業取りやめるか、あるいは事業を新しくもうしないか、職員の給与に手つけるかと、大体そうなっていくわけです。そうなる前に職員自身がもうちょっときちっとした計画を、ちゃんと見積もりを持って、委託でも何でもそうですけど、入札に向かっていたいただきたいなと思います。

専門職の話なんですけれど、私としてはいろいろお話聞きますと、教育委員会の方で昔、嘱託員の方で大手ゼネコンをやめられた方が専門家の方が嘱託として65歳まで務めておられたけども退職されて、そこから多分教育委員会は大変だったと思うんです。設計業務等について。今回、会計任用職員制度とかでかなり整理されてきましたので、言ってみればゼネコンで退職された方、こういうことができる方、たくさん葛城市内周辺にもいらっしゃるので、非常勤でも、非常勤特別職みたいな形でもいいですから、何らかの形で手当てしていただいて、とにかく技術職が採れないんだと。それは採れないと思いますよ。これ、なか

なか人材不足でどこの会社も言っている段階で、専門職をとれない中で、ぜひ、高齢者とか、高齢者と言うと怒られるか。現役終わられてまだ余力のある方をそういう形で、何か迎え入れてでも、ちょっとそこら辺から職員さん、勉強していただくようなことを是非考えていただけたらと思います。これちょっと提案なんですけど。

以上で、意見で、結構です。

岡本委員長 西川委員。

西川委員 職員の方、僕ちょっとこれのこと言い過ぎて、職員の方に、こういう設計事務所がやるようなことを何か建築の免許を1人持っていたら、こんなことできるなんてことないからね。そやから、そんな、ほんまにそんな職員がおるのは、特定行政庁、この前言ったように、それだけの規模のところであれば、異動もないです。専門職やから。そんなん学者みたいな人もおりますから、そんなところは、土木であろうと、建築であろうと。そこらは、内部でできるけれども、ほとんどの市町村はそんな職員は抱えられません。また1人でもできへんねんから。普通、建築言うたって、意匠という普通考える意匠というものと、構造計算やらなんから構造設計事務所というのはまた別にあるわけや。積算事務所というて、積算事務所も別にあるわけ。設備、いろんな空調やそういうふうなことをやる専門職もおる。水をやる専門職、それが全部調べてこそ出せるわけや。仕様書が。そんなことできることない。

せやから、設計というのは、7社、一般競争入札しましてんという、業者はいいですよ、それで。一般競争であろうとなんでであろうと、せやけども設計事務所というのは、いろいろと葛城市もつきおうているんやから、この規模であつたら、このところで、まず何社かに口頭でいいわけです。事務所、こういうもんをこういうふうなことでやりたいねんと言うたときに、仕様書を、どういうふうな仕様書、言うたとおりにしてくるか、ほんでこんなことをせんあきませんでと出させて、それで自分らで見て、そしたら、ここを拾といて、ここを拾といてと、ほんでこういう条件でやりますよと、これでまた入札に応じてくださいということではできるんや。そやから、ちょっとしたお金だけでも払たって、初めのうちは。4社すんのか、5社すんのか知らんけど、ちょっとした金は払たって、それで、まあ言うたら、設計を頼むやな、設計にはこういうことを入れなさいよというふうなことをこしらえることをしたらいいわけや。

そやから予算の話も谷原委員言わはるけれども、はっきりと予算管理には入っているわけやんか、工事監理の中には工事費の管理も皆入っているわけやんか、そうむやみやたらに、ボンボンと出してきたらいいかと言うたら、その設計のとおりにはできたのかどうか、できていなかったら、減額もあるということやんか。増額をする場合は、きちっと根拠づけやんかったら設計事務所みたいな、そちらの方に、これだけふえましたなんて持っていきよらへんよ。ええ加減なこと。そやから、ちょっと、職員の人を、専門職でこうしなさいとかそんな、そんなんでできることない。今さっき言うたように、ようさん分業であんねんから。

そやから、理事者、そういう、今後、いろいろやるとき、ちょっと考えてもろて。何ぼかのお金をやって、3社か4社か知らんけれども、そこに、口頭で説明して、それを提出してもうて、ほんで、こういう形で、そしたら、こういう条件で、競争に入ってくださいよとい

うような形にせんとやな、そんなん自分らで、そんな設計の仕様書なんて、概要でもええさかい仕様書なんてこしらえられるんかいな。そう思うわ。俺。職員の人で、それは無理やと思うよ。特命みたいにできへんねんから。だから、それが全然これでもこの5つのやつで、こんなやってこうやと説明してその仕様書があったら、そんなことにならんと思うねんけどなあ。

ここんところはちょっと意見だけ言っときます。

岡本委員長 西川委員、よろしい。

西川委員 そんなん、余り職員にそんなん言うたたって無理やん。

岡本委員長 ほかに質疑ありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 私は、31ページの8款教育費、2項小学校費、ここの部分の工事請負費、減額修正550万円。これの内訳と、そして、その下にあります原材料費15万7,000円、これと同じような項目が32ページの中学校の部分であります。ここの中学校では190万円の工事請負費減額修正、そして、その下にあります原材料費、これの内訳をよろしくお願い申し上げます。

岡本委員長 森井部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。ただいまご質問いただきました、工事請負費につきましては、スポットクーラーの体育館の空調の件になります。まず、これに関連しますページ、先ほど委員の方からおっしゃっていただきました31ページと32ページの中学校の工事費になりますが、それに加えて、ページをさかのぼっていただきまして、5ページを開けていただきますと、ここに継続費の補正という形になっております。

結論から言いますと、スポットクーラーを利用した体育館の空調を設置しようとして、結果として、この夏までに設置できなかったことによりまして、増額をお願いしている事業でございます。

内容でございますが、令和元年の本年度、市内10カ所の体育館にスポットクーラーを利用した空調を体育館につけようとしたわけですが、そのうち、小学校が5カ所、中学校が2カ所、そして、社会体育の体育館3カ所を設置する予定でございました。その中でも、体育振興課が所管しております方につきましては、設置が完了しております。残る、今回、継続費の方で上げさせていただいております、小学校と中学校あわせまして7つの体育館につきましては、本年度、夏休みを利用して工事を行う予定でございましたが、結果として、実施できておりません。申しわけございません。

また、それにつきまして入札を何度か繰り返し行ったわけですが、不調となってしまいました。原因として、今回採用しましたスポットクーラー、工場で一般的に使われているセパレート型のスポットクーラーでございますが、これの値引き率というのが、私ども、把握ができておりませんでした。それと、もう一つ、教室の空調などで小中学校における電気容量が、先に空調で使っておりまして、今回、その分、設備の費用が想定以上に多くかかるということがわかってまいりました。今回、積算につきましては、当初は、幼稚園に設置しました床置き型エアコンを参考に積算をしていたわけですが、残念ながら、その金額では全

く合わないということがわかりました。

5ページの方をごらんください。当初の予算でいきますと、ここにありますが、令和元年度、小学校費の部分でございますが、1,700万円と表記しております。これにつきましては、当初では2,250万円ございました。それに加えて、令和2年度では2,080万円と表記しております。あわせると3,780万円必要という形になりまして、小学校費で1,530万円増額をお願いすることになります。それに加えて中学校費につきましては、当初が900万円。そして、補正後710万円とさせていただいて、その上で、令和2年度の継続費としまして、850万円を追加しますので、結果として1,560万円となり、追加額としまして660万円が必要という形になります。これらをあわせると、合計2,190万円を補正予算で増額していただきたい、今回提案させていただいております。

よろしくご審議お願いいたします。

松林副委員長 トイレの原材料費。

岡本委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。原材料費につきまして、お答えさせていただきたいと思っております。こちらの方につきましては、まず小学校費でございますが、こちらの方で15万7,000円となっております。こちらの方の内容につきましては、小学校のトイレの便器についております、ボタンを押しますと水が出てくるフラッシュバルブというところがございますが、こちらの方が、長年の使用によりまして、結構破損するものが出てまいりまして、水漏れが発生します。その中で、材料を購入できましたら、職員の方で交換することができますので、その分を購入したいということで原材料費を上げさせていただいているものでございまして、男子用トイレの小便器のもので15個分、これ9万9,000円です。それと、男女トイレの和式用のものとして15個分で、約5万8,000円ということで、15万7,000円上げさせていただいております。

中学校費の原材料費につきましても、同じく、トイレの水洗用のものでございまして、こちらの方は、トイレの小便器のものが6個と、男女トイレのものが6個ずつという形で要求させていただいていまして、合計6万3,000円ということで、上げさせていただいております。

以上でございます。

岡本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 ありがとうございます。契約ができなかったということが理由で、減額修正で、この事業は継続事業という形に変えられたということだと思っておりますけれども、普通、空調後付けで、空調、普通の空調設備だと思っておりますけど、ここで、スポットクーラーを採用されたという、ここら、普通の後付けの空調とスポットクーラー、ここら辺のメリット等、ちょっとあれば教えていただけますか。

岡本委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。ただいまのご質問お答えさせていただきたいと思っております。

スポットクーラーのメリットといいますと、当初考えておりましたのが、床置き式のエアコンということで先ほど部長の方もお答えさせていただいたと思うのですが、途中で、このスポットクーラーの形にかえましたのが、吊下げ式ということで、先ほど言いました当初の床置き式でしたら、体育館でございますので競技とか、学校の体育館では授業とかの障害になる。また、子どもさんたちがぶつかる可能性もあるということで、危険性が伴うということで、途中で変更といいますか、危険性を考慮しまして、吊下げ式のスポットクーラーにかえさせていただきました。その辺がまず大きなメリットになると思います。

以上です。

岡本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 いろいろコスト面等、かなり私もいろいろと調べさせていただいたんですけども、コストの面で、やはり10分の1程度に抑えられて、しかも、所期の目的であります熱中症、こういう部分に対しても達成ができるという、いろんなコスト面を乗り越えて、非常にこれはいい部分ではなかろうかなと。これは恐らく今後の葛城市のよき先進事例として、やはり何としてもこの事業を進めていただきたいなど。そしてまた、こういう事業を、やっぱり、他市、他府県においても、非常に注目している事業であろうかなと思います。ぜひとも、円滑に、この事業を進めていただくように、よろしくお願いを申し上げます。

岡本委員長 奥本委員。

奥本委員 ただいまの松林委員の質問の関連でお伺いたします。5ページのところ、継続費の補正のこれをちょっともう少し詳しく見てまいりますと、据え置き型から吊下げ式のスポットクーラーにされたということなんですけども、金額に関して、単価換算にすると逆に上がっていると思うんです。例えば小学校費の上、これは5校、1校当たり多分4台ということは20台です。20台計算で、当初予算で2,250万円を単価換算でやると、1台当たり112万5,000円で手配できる。同じくこの中学校費で見ると、当初予算900万円ですから、2校の掛ける4ですね。4台の2ですね。8台。で、やると同じくこれが約112万5,000円になっていると、当初1台112万5,000円でできるという、これ、据え置き型ということだったと思うんです。これが吊下げ型に変わりましたと、これ以外の社会教育の体育館3カ所、これも導入済みということで、これは実績出ております。1,296万円、12台。これを計算すると、108万できています。1台当たり。

で、今回のこの予算で見ると、継続費の補正で見ると、1,700万円と3,780万円。これを単価で換算していったら、小学校の分が1台当たり189万円になります。同じく中学校の方もこれ見ると、1台あたり195万円。

この単価の差っていうのは、一体どこにあるんでしょう。ものが違うんでしょうか。

岡本委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課が吉井でございます。ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思っております。

市民体育館等に設置いたしましたスポットクーラー、それと、これから小中学校につけようとしておりますスポットクーラーにつきましては、全く同じものを予定しております。

そこで、先ほどおっしゃられましたように、単価の違いが出てきてまいります。こちらの方が、先ほども説明させていただいたところではございますが、電源工事費が特に多くかかるということで、この追加の費用の中の部分につきましても、大きな要因になってきます。電源工事費につきまして、当初の予定では設置費として、その中で電源工事費の分も含まれて設置できるというふうな形で計画しておりましたが、実際のところ、7校の学校それぞれに、大小電源工事費というのがそれぞれ思った以上に発生するということがわかりましたので、そういう形で増加ということで、今回、1台190万円という形の単価差が出てきたということでございます。

以上でございます。

岡本委員長 奥本委員。

奥本委員 当初は電源工事不要だと見ていた。当然やと思います。置くだけですから、そんな工事要らんという。当然、吊下げ式になったら工事も要るとのことなんですけども、それにしても、やはり小学校と中学校でも、こんだけ差が出ているというのが、建物の構造上のことだと思うんですけども、そのあたり、吊下げ式になったという段階で、既にもう社会教育の体育館に入れた段階で、ある程度その辺見越せたんじゃないかなと思うので、やはりその辺は早く報告もいただけたらよかったのかなと思っております。

いろんな意味で、計画が変わるのは仕方ないと思うんです。よかれと思って、当然いい方に持っていくんですけども、やっぱり変わった段階で早めにやるとか、あるいは、もうそれをはなから見越した上で最初から計画を立てるとか、そういう形、さっきからの議論につながるんですけども、今後そういう形でうまくやっていただけたらなと思っております。

もう言いっ放しで結構です。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 私もちよっと体育館のスポットクーラーの件について質問させていただきます。

私は、今、既に社会体育の方でつきました3つの体育館、當麻スポーツセンター、新庄の中央体育館、それから笛堂の新町公園体育館、この3つの体育館、既に、ついております。フロアの4隅にダクトがついたのが壁の上の方からあって、そして、スポットクーラーですから冷気が出るというものです。松林委員がおっしゃったように非常に私はいいもんだなと思いました。従来は、よく大きい会議室にあった箱型の据え置き型の分を体育館でも入れているところがありましたけど、余り効かないなと私は思って否定的だったんですが、4隅にそういうスポットクーラーで、空気でわあっと吹きつけると。新庄の中央体育館の方で職員さんに聞きますと、冷気だから下の方にたまと、この夏は本当に皆さん涼しいということで、2階の観覧席はやっぱり高いところがあるので、そこはクーラー効かないけれども、フロアの方は、「これで十分ですね。これはすごいアイデアですね。」ということで4隅にスポットクーラーつけるというのは、なかなか、いいスポットクーラーだなと私は感心しておりました。

そのことは、松林委員がこの間熱心にこのスポットクーラー含めて、避難所にもなるということで非常に頑張ってもらって、結果としていいものが見ついたなと感謝しているところで

ありますけれども、さて、その先ほどある金額、入札の問題なんですけど、これは、入札結果一覧表を見ますと、5月29日にこの市内体育館空調設備設置工事ということで笛堂、南藤井、竹内ということで、ある業者が請け負って、この3カ所で、4隅ついていますから、3カ所なんですけど12基ということでしょうけど、1,200万円で落札しております。それは先ほど奥本委員がおっしゃったように、消費税入れて1,296万円ということですから、1,200万円なんです。つまり3カ所で1,200万円ということは1カ所400万円で設置しているんです。400万円で。これは、当初予算が450万円ぐらいですかね。だから、50万円安く入札できているわけなんです。当初予算は、だから1カ所450万円ということで、中学校小学校それからこの3つの体育館、全て、450万円の単価で予算計上して、3つの体育館については実際落札できて、1カ所400万円についていると。

ところが、今度出てきた、継続費補正の中では、先ほどから出ております、例えば、中学校の体育館だったら、当初、900万円の予算でした。それを660万円、更に増額しますということなので、1カ所800万円ちょい超えるわけですよ。そしたらもう当初落札価格が400万円ですから、倍ぐらいの見積もりで、予算を組むことになるんです。だから、私、これが、どんな組み方になるのか、ちょっとよくわからないんです。

だから何で、先ほどありましたように、電源だけでできると、それでも、これ業者やっているわけです。業者、実際に3カ所の体育館で、これから小学校でも中学校でもつけようというのを同じのをやっていて、落札金額やって、実際にあとそれ以上の費用が発生したということも聞いていませんから、大体1カ所400万円でできるということで、実際やってもらっているわけですから、それがもう倍近くなるような予算を継続費で組むというのは、これがどうも、どういう見積もりをしてんのかと。先ほど、これはもう単純です。設計とか、そんなことじゃないわけですから、もうある意味では単純なことなので、ちょっとこれどういうことなのかということをお願いします。

岡本委員長 森井部長。

森井教育部長 ただいまの社会体育の3体育館の入札が可能であって、その工事がその金額でできたのに、今回の予算の額は、なぜこのぐらいの額になるのかということについてお答えさせていただきたいと思います。

まず、この3体育館の方が入札が実現できた後、当然私ども教育委員会としましては、入札を繰り返して実施いたしております。入札を2回同じのを繰り返した場合、その一番安いところと交渉するという随意契約も可能であるということも念頭に入れまして、この業者に対してやっていただけないかというお話もさせていただきました。ところが、今回、この業者の方は、私どもも初めてこういう新しい手法を取り入れたわけですが、業者さんの方も初めて。で、どれぐらいかかるかは、わからなかったもので、少ない方の体育館の数を実施して、実際には、もうからん。もうかるどころか赤字になってしまいました。その原因について、私ども、教えてほしいということ、ちょうど工事が完了された時点でお話を聞かせていただいた上で、今回、設計させていただいている次第でございます。

以上でございます。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 これが予算が膨れ上がっていく原因なんですよ。だから、私は、私も公務員やっていたからようわかるんですけど、コスト関係なし。基本的にいいものつくりたい。これがすごい熱意としてあるので、もう、これ公務員のいいところだと思うんです。市民の皆さんに喜んでもらう。長く使える。だからいいものをつくりたい。コストないんですよ。だから、いいものをつくりました。業者は泣いています。業者が、もうこんなに泣いたんだから、次は、もっと高こうやらしてもらおうよというふうなふうに聞こえるわけです。だから、今度は倍じゃないとできませんと。ほな、その分はぼんとコストが上がるわけです。当初、900万円で予算組んでいたのが、トータルで、小中学校、社会体育、同じものをつけて、トータルの予算が上がるわけです。だから、その予算管理がどうなのかということになるので、こういう、どうなのか。事業のやり方というか入札のあり方がどうなんかなという、僕はちょっと感じを持っているんです。だから、もちろんこの業者とはもう一回やるとは限らないと思います。当然他業者さんとも見積もりをとるのが当たり前だと思います。下がるかもわからない。だから同じとは思いませんけど。だからその点について、私ちょっとどうかな、いかなもんなかなという気がしておりますので、ちょっとそこら辺。手が挙がりかけていますから、どうぞ、何かあるんであればどうぞ。

岡本委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。予算の執行管理ということの立場で副市長でございますが、教育委員会の所管のことも含めて、ご答弁を申し上げたいと存じます。説明の方も、真理でございますし、ある意味、谷原委員、今、ご質問いただいたのみならず、他の委員からもご質問いただいたことも全て、本質的な部分は根っこは同じかなと思っておりますが、特に今回のケースにつきましては設備機器でございまして、先ほどから、そもそも仕様をつくる段階あるいは設計の積算をする段階で、どこまで精度が高められるかという議論をしていたというところが一番本質にあるかと思えます。

そういった意味では、職員もそろえておって一番いろんなルールが決まっておりますのはやっぱり土木工事の分野になります。これ、土木の設計積算システムの中で単価でありますとか、歩掛かりでありますとか、そういったものも決まってくると。今回、規模の大小はあるにせよ、これクーラーという、主に2次製品を据え付けてきて持ってくるようなものでございまして、ここまで来ますと、なかなか設計積算でどこまでできるかという部分が実は難しゅうございます。その中で、当初、これは説明ありましたように、市長もいろいろ説明なさっていたんですけども、全部を冷そうとすると本当に完全全館空調型と、檀原にあります県の今はジェイテクトアリーナというんでしょうか。檀原公苑の第1体育館のように全館空調にいたしますと、これは数億円かかりますが、そういったものではなくて据え置き型で何とかできないかと。実は正直私も半信半疑でございました。冷気は確かに下に行くんですけども、果たしてどれだけ冷えるんだろうかと。ここを予算だけではなくて執行の段階も含めて、担当課の方でいろいろ検討した結果、まずは市民体育館の方でスポットクーラーという形で、上から吹きおろす形にしますと、結構冷気上から下に行くもんですから、全体は冷えていな

いにせよ、冷房効果を非常に感じるいい形になったと。

ただし、そこについては先ほど説明がありましたように、業者の方も、もうかるもうからないも含めて、そのときには、まずは第1弾として、教育委員会の第1弾として、これは担当課が体育振興課の方で先行してやった部分については、入札に応じていただいて、結果は感想を聞きましたら、先ほど部長が申し上げたとおりで、帳簿までは見ていませんけど業者の言い分からすると、なかなか赤字であったよといったような意見があったと。ただし、実際それが証拠に、同じ形の仕様で今度、小学校、中学校の方でやろうといたしますと、7校ありますので、入札のロットは分けましたけども、それでやりますと、全然その業者が参加してくれないということで、これは同じことをやろうとしているのに、やっぱり参加業者がないということにつきましては、多少個別の事情で、その電源工事が必要云々かんぬんの多少の1カ所1カ所の金額の増加要因はございましたが、根本的にはやはりスポットクーラーというものを、実際に競争していただいて、適切な競争の中で業者を決めるときの仕様といえますか、予定価格をなかなかうまく設定できなかったと。そのあたりにつきまして、いろいろと聞き取りも含めて、再度価格の調査もいたしましたところ、たまたま運よく、社会体育館につきましては、先ほど奥本委員からも具体的な数字も含めて、ご指摘ありましたような数字でできたんではございますが、その他の工事については、同じことをやろうとすると、今ご提案をさせていただいているような金額でないと、そもそもその競争のスタートラインにつけないというふうなことに現在なっまいりましたということのご説明をしているわけでございます。

こういったことについて、これ、西川委員からも、そこまではできないよとか、いろんなことを言っていただきまして、そこも含めて、いろんな事実、真実の部分もございまして、やはり職員でできる部分について、しっかりと研鑽をしながらやっていくと、こういったことも積み重ねて、反省もして、しっかりやっていくということは、引き続き私は職員には肝に銘じて日々精進をしていただきたいと、改めて思っているわけではございますが、それとあわせて、どうしても、同じ工事とくくられましても、工事の種類によりましては、なかなか、理論の積み上げで積算ができないと、どうしてもその見積もりを徴取等しながら業者等、業界の調査をしながらやっていく中で、うまくいかなかったケースもございますので、そのあたりにつきましては、委員の皆様から、今回いろんな件につきまして工事がうまくいっていないという意見があちらの複数の部局から出てきておりますので、そこにつきましては、市当局といたしまして、それぞれの担当課も含めて、十分に反省もいたしながら、今後の業務に生かしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 ご説明いただきましたけれども、我々がこの間、予算審議の中でお聞きしていたこの不落の件についても、委員会でやっぱり夏前につけたいということがあって、いろいろ質問がありました。不落になった原因について、金額というよりは、いわゆるまとめてやるために主任技術者の問題とか、そういうふうなことで不落になったということで、金額のことでは聞

いていないわけです。それとか夏休みに事業が集中すると、夏休み前にやるという事業のことで、その事業者がなかなか見つからないと、金額のことで、私、今初めて聞いたように思いますけど、金額ではなくて、そういうことで不落になったと聞いているわけで、それで、いや、一方ではできているわけです。同じ時期にやって。一方ではできなかった、小学校で。何でやという議論の中で、金額のことは一切聞いていないんです。だから事業者、まとめてから主任技術者がおらへんかったとかいうことで、それ時期がまた今度は、夏休みに入ってしまったと、ほんだからもうこれは、なかなかできにくいと、業者の方もそうでしょう。授業の間にやるというのは大変な作業になりますから。体育の授業をやっていないときにやっていくというようなことで、これはもう本当に工程管理も大変だからできないと、普通考えますよ。だから、何か今金額が倍になっているんですけど、こんな予算で今年度の頭から、また同じようにバーンと上げて、同じものをつけて、既に1,200万円で落ちているわけですから、3カ所。またそれを倍に上げていくというのは、倍じゃないんかもわからんですけど、この予算額から見たら倍になっているわけですから、ちょっと、今の副市長の答弁、私は承服しかねるということだけちょっと申し上げておきます。

岡本委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時09分

再 開 午後3時30分

岡本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

増田委員。

増田委員 先ほどからのスポットクーラーのことについて、私もちょっと確認をさせていただきたいと思います。そもそも同じスポットクーラーを、市民体育館につけたんと学校につけると、値段が何でこのぐらい高くなったんかというふうな議論が、先ほどからされておるんですけども、私、学校のクーラーを導入する際に、市長にもご質問させていただいて、何を聞いたかという、ガス空調と電気空調の違いについて、いろんな方面から検討したと、その中に、結論的にはガス空調になったんですけども、その際に、同じようなお話がございました。先ほどから若干説明されて、詳細に金額が出ておらない部分なんですけれども、電源工事、要するにキュービクルの設置が新たに発生することになると。電気で行った場合。だから、ガスの空調については、その分のイニシャルコストが比較すると安くなる。ランニングについてもいろいろと調査もされて、ガスで決定されたという記憶がちょっと今の議論の中で思い出しました。それほどキュービクルの更新については、私、恐らく100万円単位で、どかんと高く、新たな費用が発生するのかなと。先ほどから、体育館の導入のときのスポットクーラー本体の価格に対する学校につける場合の本体の価格の比較っていうのは、一切先ほどから説明をされていないんですけども、私ちょっと説明求めるんですけども、本体の価格の比較、プラスその他工事の比較としていただいて、その内訳を聞かせていただいたらと。

私の推測では、体育館ではキュービクルが新たに要らなかった。要するに、電力が十分に、もともと設置をされいて、すぐに家庭用の電気やないけどコンセント入れたらすぐにスポットクーラーが回るような条件であったものと、すぐに差しても、その容量が足らんよって新

たに変電器をつけなあかんというふうなことの違いかなあと思うので、そのところの説明をお願いできたらなと思います。

岡本委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。

ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。まずは、当初、体育館3館、それと、学校7校の入札がございまして、当初、部長が説明いたしましたとおり、初めての事業ということで、業者さんの方も少ない3館の方を落札いただきまして、運よくそれが落札いただいたということで、私どもの7校につきましての設置工事につきましても、450万円という設計価格について進めていったものでございますが、そちらの方については、当初の計画が甘かったということは否めないことかと思えます。

そこで、今回もう一度、見積もりをし直しまして、ふえたものの原因といたしましては、先ほど増田委員おっしゃられたとおりでございますが、キュービクルにつきましては、1個を設置するとしますと約300万円の金額がかかります。それと、そのほかの要因といたしましては、高圧電源の引き込み工事につきましても、市民体育館でしたら限られた施設の中での引き込みとなりますが、学校におきましては、キュービクル、校舎本体から体育館までの距離が長い等のこともありますので、そちらの方も金額の上昇の1つの原因となります。

それと、ちょっと順番逆になりましたが、空調機器の単価につきましても、見直しまして約1割の、もともとの単価よりも上昇分を見込んでおります。

以上でございます。

岡本委員長 増田委員。

増田委員 つまり、本体自体の比較をすれば、1割の上昇はあるものの400万円と450万円というぐらゐの差であるけども、それ以外の金額、キュービクル300万円云々の分が上乗せ、それから引き込み工事代が更にプラスされたので、このような倍の金額に近いような数字に膨れ上がったと。こういう理解でいいんですかね。

岡本委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。委員、今おっしゃられたとおり、そのとおりでございます。

増田委員 ありがとうございます。理解できました。

岡本委員長 ほかにありませんか。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと今のことで関連して言いますけれども、当初予算からすると大幅に上がって、設計も変わるということになりますよね。ほんなら、昨年度の予算委員会のあるいは議会の議決は何だったんだということになりますよ、これ。後からキュービクル。いいものが入るけど、決めた後でまたこういう補正でずると、それはいいですよ。いいものつけたらね。でも、そういうことがわかっていたら、もっと違う設計で予算案出ますやんか。これやったら、もう5,000万円超えますよ。体育館だけで。

だから、それが問題だと私は言っているんです。ちゃんと、きちんと予算を見積もった上

で、後からそういう、今聞いて、なるほどそうだったんかと。それで高くなるんだというのはよくわかりました。私の先ほど言ったのは間違いだということもよくわかりました。

しかし、それにしても、余りにもひどいじゃないですか。それやったら、逆にですよ。後からどんどん予算が膨れ上がっていくようなこんな予算審議はないということを、まず最初にちょっと言わせてもらって、ちょっと質問させていただきます。

37ページですけれども、2つございます。1つは東京2020オリンピック聖火リレー運営事業費ということですが、この内訳についてお伺いします。それから、もう一つは、一番下の当麻スポーツセンター管理事業、体育振興課、これの測量設計等委託料。これが何なのかということについて、お伺いします。

岡本委員長 植田課長。

植田体育振興課長 体育振興課の植田でございます。

ただいまご質問いただきました、東京2020オリンピック聖火リレー負担金について説明申し上げますけれども、それは、7ページ、債務負担行為の補正とも連動しますので、あわせてご説明申し上げたいと思います。

東京2020オリンピック聖火リレー運営事業の内訳についてでございます。まず、この内訳につきましては、東京2020オリンピック聖火リレー負担金、令和2年度分として、262万3,000円。それから、消耗品費として10万円。市内小中学生送迎バス借り上げ費用として121万6,000円の合計393万9,000円を限度額として計上させていただくものでございます。それから負担金につきましては、令和元年度分として34万5,000円を負担させていただきまして、負担金の合計といたしましては296万8,000円を計上させていただくものでございます。

それから、測量設計委託料でございますけれども、これにつきましては、令和2年度に、当麻スポーツセンターアリーナに空調設備を設置する予定でございまして、その受電設備増設を含めた空調設備設置に係る設計業務について、12月補正で予算計上させていただくものでございます。今年度設置いたしました。天井吊・ダクト型スポットクーラー、室内機6台、室外機6台を予定しておりますが、1台当たりの出力をふやして数を減らすと、どのように設置すれば、より効果的に熱中症対策ができるか、しっかり設計時に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 続いて、その2つについてお伺いします。このオリンピックの方はバス借り上げということがあるから、児童をこの沿道に聖火リレーの応援等に参加させるということだろうと思うんですけども、これは授業日、行事日、休業日、どういう扱いになっているかというのを、ちょっとお伺いします。これが1つです。

それから当麻スポーツセンター管理事業ですけれども、ここにスポットクーラーはアリーナにはついていないんですか。最初言ったように、3つの体育館につきましたと。笛堂とそれから新庄とこの当麻スポーツセンターです。3つの施設で入札が終わって、ついているんですよ。それで予算組んでいるわけです。またつけると。またつけるに当たって、どの程

度冷えるか。それで設計委託すると。冷え具合。それで6台つけると。これはどこにつけるんですか。當麻体育館は10台つくわけですか。このことをちょっとお聞きします。

岡本委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。オリンピックのバスの件なんですけれども、これ、きょうが正式に発表になったようなんですけれども、4月12日でございます。4月12日日曜日です。それで、やっぱり子どもたちにとっても一生に一度というようなことで、思い出に残ることをしてあげたいということで、今回、バス、さまざまな学校から、屋敷山公園から道の駅までの間を走るんですけれども、その間に応援の子どもたちを並べる予定をしております。そして4月12日は日曜日でございますので、12日と13日を曜日変更して、この予算を認めていただきましたら、そのような対応をしていきたいというふうに考えております。

オリンピックに関しては以上でございます。

谷原委員 授業日なんか行事日なんか。

杉澤教育長 だから、13日と12日を入れかえて、一応授業日というふうな感じでやっていきたいというふうに。

岡本委員長 植田課長。

植田体育振興課長 体育振興課の植田でございます。

ただいまの質問ですけれども、當麻スポーツセンターにつきましては、格技室に4台設置しておりまして、アリーナには設置しておりません。アリーナに設置できなかった理由でございますけれども、屋根の方の工事が10月末までやっておりましたので、アリーナの方には設置せず、格技室の方にまず設置したものでございます。

それから、どのように設置するかでございますけれども、今年度設置した3施設のように、4隅に設置するということを前提に考えておりますけれども、構造等がやはり違いますので、その辺のことも設置の場所等、どのように設置すれば、より熱中症対策ができるか等も、この設計業務の中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 3回目で意見の言いつ放しになりますけど、オリンピックの方は授業日として取り組まれるということなので、くれぐれも子どもたちを動員しているというふうな印象を受けるような応援の仕方だけはやめていただきたいと。公式行事に、よく昔だったら子どもを動員したというのがありますけれど、今、保護者そんな意識ではないですから、授業日削って、何か行政の都合で子どもを動員して旗振らせているということにならないで、教育活動の一環として、それなりにそういう応援が子どもたちの教育活動になるように、ぜひ工夫をしていただきたいと思います。これ以上のことは教育の中身にかかわることになりますので、ちょっとお願いにとどめておきます。

次、當麻スポーツセンター管理事業、これは余りにもちょっとひどいんじゃないですか。新庄体育館、フロアについています。笛堂、フロアについています。私も、てっきり、これフロアについているんだと思いました。見に行ったんです。「いや、ついていません。ここ

じゃありません。格技室です。」と。格技室といったら狭いです、そんな。新庄の体育館、
笛堂の体育館のフロアと比べたら。あんな狭いところに天井も低いところに4台つけたわけ
ですよ。そんなこと我々予算で想定して、認めていませんで、これ。皆さんどうですか。
格技室につけるといふうなことで予算認めているんですか。どう見たって、これ予算の流
用とまでいかんけど、体育館と言ったら体育館だからね。こんなん冷え過ぎちゃうかとい
うくらい冷えると思いますけど、あんな狭いところにつけて。それで、10月に竣工したら、そ
れまでフロア使えていませんよね。工事竣工終わるまで使えていませんでしょ。終わってつ
けたらいいんじゃないんですか。

それで私、これ、二重計上になるのかなと思ったんです、正直言って。スポーツ体育館管
理事業350万円つけて、アリーナ空調設備の測量設計委託しているとすれば、新庄でも、笛
堂でも、これ委託設計やって、あるいは、3つつけるということだったから委託設計料が計
上していたのかなと思って、慌てて見たら、ないわけです。だから新庄も笛堂も、こんなば
か丁寧なことやっていないんです。空調がどこがよう効くかとか、どうしたら配線したら
いいか、そんなこといっつもやっていないのに、それでちゃんと立派に運転して、冷えて、喜
んでおられると。何でまたこれ350万円ですか。わざわざ委託設計に出して、また6台もつ
けるんですか。10台ですよ、こんなん。当初のエアコンつけるという予算で我々は認めまし
た。全体の苦しい中でこれだけにしましょうと決めました。やってみたら、キュービクルが
ふえた。ほんで、今度またこっちにつけます。何ですか、この予算の膨らみ方は。こんな
葛城市大丈夫なんですか。こんな仕事して。これひどいですよ。私これ350万円。こん
なんやるべきじゃないと思います。私は思います。できると思います。ちゃんと業者にやら
したらいいんです。やっているんだから、それまでも。

以上。

岡本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 當麻スポーツセンターのスポットクーラー設置、今まで時間もあつたんやけども、ま
だ設置に至っていない。まずは設計からという、慎重にされておられるということで。これ
はなぜこうなったのかという理由、なぜもっと早くつけなかったのかという理由、もっと納
得のいくように。ほかの体育館、先につけて、そこら辺の状況も確認した上で、広さの面と
か、もろもろの理由あると思うんですけども、納得のいく説明、なぜこうなったのか、ちょ
っと説明をしていただければいいかなと思います。それなりのやはり整合性のとれる理由と
言うんですか。理事者側には、その説明責任が私はあると思います。よろしくお願ひ申し上
げます。

岡本委員長 森井部長。

森井教育部長 この當麻スポーツセンターの空調設備につきましては、4月、私どもも行ってどうす
るかということ議論させていただきました。当初からアリーナ用というスポットクーラー
という形で考えていたわけですが、先ほども言いましたけども、これ、もともと据え
置き型の空調をつけるという形で考え出したものでして、ちょうど屋根が飛んでいる状況の
中で、工事している途中ということもありましたので、まず、この容量的にはそんなに大き

な容量の空調ではございません。先ほど冷え過ぎるというお話もあったのですが、確かに気候によってはそうなる時期もあるかもしれません。ただし、スポットクーラーですので、格技室、しかも2階にあります。一般的には日の当たる暑くなる場所ということを考えますと、こちらの方に設置する必要があるというふうに考えまして、屋根の工事は工事として進捗しながら、並行して、こちらの方も対応させていただいたという次第でございます。

以上でございます。

岡本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 ほかの中央体育館と當麻スポーツセンターのアリーナ、この部分は私も非常に、感覚的に広いなど、空間も大きなど、このように認識しておるところですけども、ここらの広さの部分の違いというのも状況は考慮した上でのごことで、状況を見ておられたということでもよろしいのでしょうか。

岡本委員長 森井部長。

森井教育部長 当初でいうと、スポットというふうな形で、空調の前に人が7人ぐらいまでやったら冷えますよというような設計の考え方で始めたものでございましたので、ところが、これ、皆さんも今見ていただきますと、ああいう使い方できるということで、予算の方を格技室の方で使わせていただいたということでございます。

岡本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 當麻スポーツセンターのアリーナでも、今考えておられるこのスポットクーラーで対応できるということが確認できたので、設計の段階からしっかりと設置をしていただけないかという、このように理解をいたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

岡本委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっと僕、疑問に思ったんですけども、今當麻スポーツセンター、もともとアリーナにつける予定やったんですけども、台風で屋根がなかったんで格技室につけましたということ、当初はアリーナにつける予定やったということですよ。その逆のパターンで、もし、それアリーナについたら、その格技室というのは補正で上げて来たんですか。意味わかります。補正で今上がってきているのは、もともとアリーナにつける予定やったやつが、格技室に行っているから、今度アリーナに必要なから、今上がってきているわけじゃないですか。もともとアリーナについていたら、格技室は今ついていなかったということでしょう。それは、また、そのときに補正で上げる予定やったんですか。なんで、補正なんですか。ほんで。ちょっとその辺、お願いします。

岡本委員長 森井部長。

森井教育部長 ありがとうございます。今の杉本委員のご質問でいきますと、例えば体育館につけて、格技室、計画的につけていくということでありましたら、新年度で上げるべきものと考えます。今回も、実は新年度で工事費を上げさせていただくための測量設計等委託料として上げさせていただいた上で、進めさせていただきたいと考えております。この予算をいただいた上で設計していただいて、どれぐらいかかるものか。それと、先ほどから問題になっております電源につきましても、体育館の當麻スポーツセンターの方は自家発電機もついている

施設ではございますが、容量的な部分に問題が出てくると考えられます。そういった部分も、私どもの職員で積算は難しいと考えて、きちっとした設計積算をさせていただいた上で、当初予算の方に載せさせていただくための設計委託料とお考えいただきましたらと思います。

以上でございます。

岡本委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっとわからないですけども、先ほどからいろんな工事関係の話を聞いていて、それ、言われるやろという内容やと思うんです。僕は。頑張ってはるし、意味はわかるんですけども、谷原委員おっしゃるみたいに、僕らはアリーナについていると思って、異議なしやったんですけど、それが今ついてなくて格技室についていて、それ、どういう順序でそうなるのか、僕ちょっとわからないです。もう以上としときます。

岡本委員長 西川委員。

西川委員 なるほどと思って、まあ、つけやなあかんさかい、わしら、補正予算、こんなもん、減額あったら、減額の修正やられてもしょうないようなあれやなあ。

そやけど、一貫していないんよ。一貫、まず、これ測量設計でと言うんやったら、ほんなら全部の体育館、全部それをやらんなんやんか。そやろ。これはと言うたら、熱容量をきちっと大きな体育館、どこ言うた、何か、谷原委員言われたように、ちゃんとした体育館は全館空調をやると言うたら、全部の部屋の容量と熱量、ほうぼ屋根から来るその熱量、それを何ぼ下げるなんていうのは設備設計がきちっと、そういうことを、ほいで何度で設定したら何度でその室温を保っていくんやと、それが本来の設備設計というたら、空調の設計なんてそんなもんやんか。それを測量設計で300何万円も払わんなんのかと。それやったら、それで、そのようなやり方したらええんやんか。全部に。それを何か知らんけど、これだけは測量設計委託料をこないやって上げてきてやで、ほかの体育館とかあんなんは、ぼんぼんぼんと置くだけ、置くとか、何もそんな設計なんて費用上げてないやんか。

何かちぐはぐなことばかりを。そやけど、要るもんは要るさかい、わしらもう。谷原委員、あんなけ言わはったら、わしら、どないな立場や、これ。

キュービクルのやつも増田委員がきちっと、こういうことで電源でこういうのが要るんやろと。クーラー、こんなけ450万円か、それを800万円とちゃうやろと。500万円かちょっと1割りか何か上がる、そのほかのやつはキュービクルを設置せんなんさかいにこうなつてんやと。反対する気やったら、こんな質問せえへん。ほんま、どないかしてくれやんとやで、これはちょっと、せやけど、そんだけ丁寧にあんたらするちゅうんやさかいに、そやけど、これはちょっとどない考えてもおかしいなと思います。

そやけど、必要やからと思ってつけんねんから、今度はあんな屋根も飛んで、あんななつたやつをちゃんとして、あそこで、また、いろんな競技もやって、いろんなことをやろうと思うさかいに、そこになかったらあかんさかいにつけるねんと言うやつを、そらあかんでとは言われへんけれども、せめて、こんな、300万円も。どうしたらいいんやろ。これ、理屈つくんやったら言うてよ。ここだけ、なんでやんのんか。

岡本委員長 答弁できますか。

はい、植田課長。

植田体育振興課長 体育振興課の植田でございます。先ほどもちょっと申しましたけども、まず、今までの2つの体育館のように4隅に設置することが難しいというところと、それから、當麻スポーツセンターはもともと独自の換気の設備が天井についておりまして、その辺も考慮して施設の設計の業務をやった方がいいというふうな判断をして、設計業務を計上させていただいておるところでございます。

以上でございます。

岡本委員長 西川委員。

西川委員 換気設備が天井についてあんの。これは、このクーラーは床に置くの。天井から吊るの。結局は、換気をやるのんと冷房をやるのんと矛盾すんねん。換気みたいなやりすぎたら、空気、せっかくのやつをぼんぼんと出してしもたら、そうかて換気はせんなんねやんか。そやから、そのために、そやからちゃんと言うてくれよ。そういうことのために、そんなんを考えて、こういう測定のこの設計を入れてんねんと言うんか。そういうことも考えやんなんから。そうか。自分で納得せな。

岡本委員長 もう、この件はこれでよろしいか。

杉本委員。

杉本委員 聞けば聞くほど、謎が深まるんですけど、今、つけられないからもう一回見てもらうってことなんです。これ、もともとどうする予定やったんですか。もともとどないやってつけるという予算が上がって、またもう、ちょっと全然よくわかんないんですけど、順番的におかしいと思うんですよね。もともと予算でつける予定やったところに、今は事情があってつけられんから、よそつけて、もう一回つけようと思ったらつかへんから、ちょっと順番がややこしい。その辺どうされる予定やったかだけ、ちょっとお聞かせください。

岡本委員長 はい、植田課長。

植田体育振興課長 まず当初、令和元年度の予算で計上させていただいたときには、當麻スポーツセンターのアリーナに天井吊・ダクト型のスポットクーラーを4台つける予定で予算計上させていただいております。屋根の工事をやっておりましたので、どのように設置するか検討をいたしましたけども、利用者の方から、ほかの体育館でもつくのなら、當麻スポーツセンターでもつけてほしいというような要望もあり、格技室につけさせていただいたということが今年度の事業の流れでございます。

それから、この設計業務についてでございますけども、来年度に當麻スポーツセンターのアリーナに設置するということは、格技室に設置した段階で決めておりましたので、どのように設置したらよいか、協議を重ねておりました。で、その中で、やはり格技室に空調設備を設置したことによりまして、先ほどから出ております、當麻スポーツセンターの受電設備についても不足が生じることが判明しておりまして、受電設備の増設も必要となってきております。それから、施設がかなり広いです。市民体育館で972平方メートル、新庄スポーツセンターアリーナで720平方メートル、當麻スポーツセンターのアリーナは1,216平方メートルでございます。新庄スポーツセンターや市民体育館をご利用いただいております施設利用者の方

からは、おおむね好評をいただいておりますけれども、やはり施設が広いということもございますので、その辺どのように設置すれば、熱中症対策ができるかということ、専門的な見地から検討することが必要と考えまして、設計業務を計上させていただいております。

以上でございます。

岡本委員長 杉本委員。

杉本委員 僕の質問は、もともとはどうやってつける予定やったんですかという話を聞きたいんです。その広さとか、つけるのは、もうそれは、もういいことだと思いますんですけど、順番が僕はちょっと違うような気がして、気になって聞いているだけなんです。ちょっと意味伝わっていないですかね。もともとつく予定で話進んでいて、よそにあって、今つけようとしたときに設計、何で委託料が出てくのかという、もともとはどういう、格技室につけへんかった場合はどうする予定やったんかというのが聞きたいんです。

岡本委員長 はい、植田課長。

植田体育振興課長 当初につきましては、体育館の4隅につける予定をしておりました。

以上でございます。

岡本委員長 もう杉本委員、よろしいか。

杉本委員 よろしくないですけど、まかせます。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 当初は、ずっと議会で議論していたのは、スポットクーラーをつける目的は、全館冷やしたらもう大変な予算がかかるから、そうではなくて1カ所、吹き出し口のあるところで、熱中症とか体の弱い人とか、あるいは避難所で、特にそういうことで、ちょっと体弱い人、弱った人なんかを、その近辺、先ほどありました7人ぐらい、7人ぐらいが冷えるということで、全部冷やすなんていうことは余り考えていなかったんです。ところが上につけたら、意外と冷えるなということになったと。それはいつけ方だなと僕らも思いました。ダクトが、直接当てることも当たることもできるし、ほわーっと涼しくなると、それは、だからそういういい工夫してくれはったな。それも、別に経費も発生してへんし、入札どおりの金額でやっている。別に委託設計もしていないと。

ところが今回、先ほど出たこの委託設計の中で、その温度をちゃんとあちこち計ると。また、出てきますよ、これ。どういう温度設定だったら、よしとしようとしてんのか、設計で。6個で足らん可能性がありますよ、これ。そんな設計をやっていたら。違うでしょ。当初の目的は、吹き出し口に7、8人ぐらい当たたらいいということで我々は認めているわけです。何でこんな補正予算で、性格が違うようなことがポンと出て、もっとすばらしい冷え具合にしましょうと。ほんなら私は、後の費用も心配しているんです。後の費用、これ運転費用がずっと要ります。これ授業だけですか。学校やった授業だけです。体育館やったら午前午後、これ全部徴収するんですか、光熱費。これ、どうするんですか。こんなことは費用発生してきます。

だから、そんなことも考えんと、どんどん、なし崩し的に予算が膨らむ、いい施設はでき

ていく、結果としては赤字が膨らむということですよんか。だから、我々厳しい予算審議やっているわけで、当初の目的から物すごいずれてきているわけ。そもそもアリーナにつくものが格技室についた。今度は、アリーナを委託設計までして、これ6台で済まない可能性も私あるなど思った。この委託設計出てきたら。いや6台足りません8台要りますと。なりますよ。これやるべきじゃないと思います。予算そりゃ通るかもわかんないけど、通るかもわからないけど執行すべきじゃない。それだけ言っときます。

岡本委員長 答弁、よろしい。

谷原委員 いらないます。

岡本委員長 お諮りします。

時間も押していますので、5款から8款については、これで打ち切りたいと思いますが。

西川委員 それはあかんやろ。

岡本委員長 あかんか。

ほな、奥本委員。

奥本委員 3点、お聞きいたします。まずは、ちょっとまたこれも空調絡みになってしまう。ページ数で言うと26、27ページにかけてです。

3項商工費の3目相撲館費のところの工事請負費です。相撲館管理事業の工事請負費が168万円の減額になっております。当初の予算のときに、空調の故障の修理、それから、耐震関係の見直し、設計施工の同時申請をやって、メーカー立ち会いによる見積もりを出しましたという話を伺っていたんですけども、それにもかかわらず減額になっていると。これももう既に工事が終わっているのか。終わっているのであれば、そのときのメーカー立ち会いによる見積もりは間違っていたんかということ、これが1点お願いします。

2点目は、ちょっと済みません。戻って申しわけないんですけども、さっきの6ページの移動系防災行政無線デジタル化整備事業のちょっと聞き忘れていまして、こここのところの移動系の内訳で10台、車載の10台プラスその他50台、50台の内訳だけちょっと聞いていなかったなので、お願いします。

あと最後3点目。これは35ページ、8款教育費の社会教育費の中の公民館分館運営事業。ここ、300万円。これ竹内の雨漏りの工事やと伺っているんですけども、これに関しまして、公民館の修理というのは、その自治会2分の1、行政2分の1ということを知っております。ということは、これが工事費は本来、これで600万円間違っていないのか。それともう一つは、火災保険かかっていると思うんですけども、火災保険の金額を除いた金額が600万円で、そのうちの半額の300万円を予算計上しているのかというところの確認をお願いします。

岡本委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

まず、当初予算の金額の方でございますが、当時、設計施工ということで念入りな見積もりを徴取いたしまして、予算を計上されていたということでございます。それから執行に当たりまして、更に精査をさせていただきまして、既存の故障している部分は故障しているものとして、交換は必要となりますが、既存設備で再利用できる部分はそれを活用することに

よって、費用を更に縮小できないかというようなことで、更に精査をさせていただきました。その上で、4社指名の業者選定によります入札を行いましたところ、結果、3,132万円というような契約金額となった次第でございます。それに伴いまして、予算額から差し引きした残、今回168万円を減額補正とさせていただくことになりました。

よろしく願いいたします。

岡本委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。ただいま奥本委員お尋ねの、移動系防災行政無線の設置の内訳でございますが、ちょっと詳細を今手元に持っていないんですけど、朝から言いました、車載型10台、トランシーバー型が50台で、各消防団に分団のホースの機関等で2台ずつと正副団長に各1台、5台、で、連携の関係で事務局、あと、災害時等の関係で庁舎管理として現場対応等で残り配備の計画をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

岡本委員長 ほな、後で渡したってくれたらいい。

竹本生活安全課長 細かい詳細については、計画の段階ですけど、一たんまた渡させてもらいます。

岡本委員長 西川課長。

西川生涯学習課長 生涯学習課の西川でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの奥本委員のご質問でございます。竹内集落センターの公民館の修理等の工事費等でございますが、事業費の見積額が提出されましたのが544万5,000円に対しまして、本市の補助金額が2分の1以内の272万2,000円となっております。それと、喫緊の対応に備えまして予備費分として27万8,000円を計上させていただきまして計300万円の補正をお願いしております。今回は。

それともう一つ、火災保険の適用された場合のというお話でございますが、現行の要綱等では取り決め等がございませんので、現状では事業費に対しての2分の1の補助と考えております。今後、本件を踏まえまして、要綱等の改正をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

岡本委員長 はい、奥本委員。

奥本委員 相撲館の空調のやつは4社入札で、それ以前の既存の設備が再利用できるかどうかを検討していただいた上で、下がったということで、努力していただいたということで了解いたしました。移動系のやつは、また出してもらうということで、またよろしく願いします。

ちょっと最後の今ご答弁いただきました公民館のところ、災害保険の保険適用のところは、これ見ていないということやけども、これ言ってみれば二重取りになってしまいますよね。もし、それが出ている、出ていると思うんですけども、総事業費の2分の1だけを今300万円、市が負担しているということやったら、その修理の主体となる大字のところは言ってみれば、本来自前で半分やるけども、その半分のうちのまた幾ばくかは保険が出ているということになりますので、こういう制度ってやっぱりおかしいんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

岡本委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。教育委員会の予算の執行の話でございますが、これも予算制度と申しますか、制度全体の話として、私の方でちょっと受けとらせていただきたいと存じます。

実は大字からも直接、ご要望というかご相談も聞いているわけでございまして、火災保険掛けていたら、その分差っ引いて、補助金減ったらおかしいやんかというふうなことで、ある意味ごもっともなご意見かもしれませんが、その議論としては、まず、公民館、これ、当市の方で対応しておりますスキームとして、もし施設の新設をする場合には、基本的にはいずれにしても、大字で半分持っていただくわけではございますが、もし新設のような非常にお金がかかることをする場合であれば、これは、まず宝くじの助成の申請をいたします。総事業費から、助成として、いただいた部分を全額丸々差っ引いた上で残った金額について、大字と市で折半しましょうねという2分の1。ですので、ちょっとスキーム図等用意しておりますので、申しわけございませんが、頭の中で長方形を思い描がいただければ、そのうちの、いわゆる宝くじの分のお金を先に引いて、そこから半分半分するというふうな絵のイメージになるかと思いますが、実は、実例としては、他からそういった別の財源をいただく場合としては、そのケースしか実例はございませんでしたので、そのあたりも考え合わせた上で、教育委員会の方でちょっと取扱いをどのようにしようかと迷っておったようなところでございまして、ただ、予算といたしましては、現場の総事業費に対して、その総事業費に対する2分の1を、市の方で補助させていただける形で予算を用意しておりますので、後々の執行の考え方を整理して、させていただくと。今回の場合は大字でご用意いただく方の金額につきまして、そういったこともあろうかということで大字の方で常々火災保険等かけていらっしやったので、大字の預金その他から直接持ってくる部分以外にも、火災保険の保険給付の部分も充当していいかというふうなことに対してのお問い合わせに対して、スキームをどないしようかといったことであろうかと思えます。

ですので、基本的には、そういったことも含めて、非常時に大字がどういった形でお金をご準備いただくかということは、それも大字の創意工夫の中でありまして、大字負担には、それは違いないだろうというふうには思っておりますが、ちょっと、このあたりについて、きちっと市の方で、考え方を整理させていただいた上で適切な対応をさせていただきたいと、いろんなご意見もいただいていますし、ある意味、市費、市の支出をできるだけ抑えるような考え方の中には、先ほどご紹介をしたような新設の場合の別途財源が出るのであれば、そこからまず引いておいてから折半しましょうよという考え方もありますので、そのあたりも含めて、いろんな検討しておりましたという段階で、まだちょっと、すみません、結論を出すに至っていないようではありますが、基本的には問題点はそういうところですので、公平な負担の仕方ということをちゃんと整理をして、執行をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

岡本委員長 奥本委員。

奥本委員 ご答弁ありがとうございました。今後その辺の取り決め、スキームができあがった段階で、またご報告いただければと思います。よろしく申し上げます。

岡本委員長 西川委員。

西川委員 答弁よろしいよ。さっきの當麻のスポーツセンターの測量設計の委託料なんて言うのんは、僕が言うたような空調設備の設計、本来、全館空調やとかそういうふうなことをやろうとしたら、こんな設計料ではいけません。だから、そんなんではないやん。これ、電気設備の話やろと思います。これ、キュービクルのとか、いろいろな。多分、それやったら、それで、初めに、時期はあるけれども、そのときにいろんな設計やったわけでしょ。ああいう屋根飛んで、いろんなことになったときに、設計事務所入れてやったわけやから、そのときにそういう時期はあるけれども、そのときにぽんと設計事務所にこれをやっておけば、また、改めてこんなことせんでも、多分、スポットクーラーやから、そんな言うような空調管理なんてできるそんな設備とちやいますから、ものが、本体が。そやから、ここに書いてあるのは、そういうことやろとは思いますが。そやけれども、とりあえず、電源、電気設備として、やっぱりキュービクル入れたり、そういうふうなことも、何ぼの容量でどない入れてくるねんというふうなこともやらんなんから、これ入れてはんのやろと思います。全館空調のそんなことをやろうと思ったら、こんな金額でいけることないから。設計料が。こんな金額、こんな何千万円てなりますよ。設計だけでも。

そんなんはよろしいわ。それより、ちょっとだけ聞きたいんやけども、農林商工費の25ページのこれ13節になるんかな。団体営の土地改良区でため池のハザードマップ、これ5,000万円、これはもう100%補助やからね。これはこれでやってもらうのはいいのやけど、うち新池、何か1回崩れてあれしたから、ほなこれ、ため池のハザードマップ、一般質問でもちょろっと出ていたかわからんけど、この作成業務これ5,000万円かけてやるんやけども、どんなもんが出てくんのかな。どういうふうな、ハザードマップということは、これ、地図やな。何か。調査作成業務委託料というのはどんな業務を委託して、最終的に、何か市民か何か、そういうふうなものを最終的にどうしようとしてんのんか。どんなもんができてくるんですか。

岡本委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

ため池のハザードマップですけども、これは、ため池がもしも決壊した場合に、どこまで水が浸水するか、そういったものを図上で示せるというふうな、そういったものを作成する予定でございます。ゆくゆくは、このハザードマップを公表していくというふうに考えております。

以上でございます。

岡本委員長 西川委員、よろしいか。

西川委員 今のような時節柄やから、ものすごい、これ必要やね。やっぱり、市民の人ら、どないなんねやろうと、池がパンとってしもたら、どないなんのやろということも含め、ほんで、一般質問もいろいろ出ていましたわなあ。ため池の効用なんか、増田委員いろいろ言うたはった。もともとからそんな雨降ったからためられる容量もないんやと。そんな調整をどういうふうにするねんとか、そういうふうなことを専門的に分析して、それで、作成業務とい

うのは、専門屋さんがいろんな計算の上ののっとして、1つ1つ、これ、葛城市にため池ど
んだけあるのか知りませんで、僕。その1つ1つを検討して、その影響範囲がどんなやと
いうふうなことが、最終的にはどんだけの雨量でどうなって、どういうこともあるんやろう
けど、最終的には、そのときにどういう活用をしようとしてはるのか、このハザードマップ
を市民の皆さんに最終的に配るんでしょ。配るん。最終的には。いや、そこらはようわから
んけど。それで、それをどう活用してはんのかということ、今後ちょっといろいろと聞いて
いきたいなど。これ重要やし。ほとんどこれ100%補助やね。そやから、ちょっと、必要
なものやなど思てるさかいに、これいつまで、いつの時点でどうしようと、長いことかかっ
てやっているあれとちゃうんやろうと思うわ。今の情勢で言うと。そこらを、もうちょっと
具体的に言えるんやったら。

岡本委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課、芝でございます。よろしくお願ひいたします。

今回のハザードマップは、市内のため池、全部で160ほどございますけども、そのうち、
平成30年度に緊急点検というのを行いまして、その中で、防災重点ため池といったものを選
定させていただいております。それが96カ所ございまして、今回、県の補正、国の補正もあ
りまして、25カ所を今回作成しようというふうに考えております。で、新年度におきまして
残りの71カ所を作成していくというふうに考えております。

公開ですけども、これはちょっとまだ検討している段階です。地元説明をするか、インタ
ーネットの方で公表するか、そのあたりはまだ考慮中でございます。

以上でございます。

岡本委員長 増田委員。

増田委員 このことを、関連で確認します。

25カ所をとりあえず補正で5,000万円、残り新年度やという説明でした。芝課長の先ほど
の説明では、この池が決壊したら、この水全部下流に流れたら、どういうふうな洪水、浸水
被害が出るかという地図やという説明でした。期待してんのは、ため池をどうやって、補強
していくとか、どうやって活用すんねんという立場の考え方と、決壊したら、どんだけの
被害出るのかという調査と、これ、西川委員が期待している事業効果と、ちょっと違うんか
など。できれば、災害対策になるよと、この調査によって、そこの方に行くんですよとい
うふうな事業効果があんのか、このハザードマップをつくることによって、この調査に基づい
て、ハザードマップに基づいて、災害強化をするねんとか、堤防の欠落部分を補強するねん
とかということにつながりますよというふうな事業効果を期待していいんですかね。

岡本委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願ひいたします。

まず国県の方針としましては、最近の近年の日本全国の災害というのが頻発しておりまし
て、これに対して、まず、ハザードマップを作成するということになっております。その結
果を踏まえまして、必要であれば、そのため池の耐震診断、そういったものの方に移行して
いくと、最終的に改修が必要やというふうに判断されたときには、改修する方向に持ってい

きたいと考えております。

以上でございます。

岡本委員長 増田委員。

増田委員 当初の説明の中では、そういう事業目的のように聞こえなかった。例えば、防災マップで、イエローゾーン、葛城市内、ここが大雨降ったら水つきまっせ。こんな市民に対して脅し情報でしかないんです。そうやないと、こういうふうな危険なところやから、こういうふうな防災対策を講じんねんというふうに持っていつてもらわんと。それと同じような、このため池の危険地域、エリアの情報になるかと思うので、できましたら防災に即つながらるような事業効果を期待しておきます。

岡本委員長 松山副市長。簡単に頼みます。

松山副市長 副市長の松山でございます。はい、すみません、できるだけ簡潔にと申し上げたいところですが、今非常に増田委員から、示唆に富んだご意見をいただいております、これただ、非常に実は行政の方にも対応難しいと存じます。例に出していただきました土砂災害防止法につきましても、どちらかと言いますと、レッドゾーン、イエローゾーンにつきましてもこれ、そもそもが、新しい法律で災害に即して、その教訓として、それぞれ、新しい制度ができてきたと。こちらのイエローゾーン、レッドゾーンにつきましても、いずれかと言いますと、ハード整備をしっかりとやるとか、宅地開発等の禁止よりは、特にイエローゾーンは市内にもいっぱいございますが、ここを直ちに住んではいけないと言うのではなくって、ここは危険なエリアであると、条件がそろそろ危険なことになるよということをご認識いただいた上で、ソフト対策も含めてしっかりと命を守る行動をしていただきたいという効果をもって、こういった制度がなされておると。

そのことからいたしますと、やっぱりハザードマップというのは、やはり同じようなイメージで捉えていただくべきだと思います。これは河川の浸水ハザードマップについても同様かと存じます。

一方では、ハード整備につきましてもそれぞれの役割分担に応じて、非常に必要性のあるものについては、国とか県の補助も入りながらやっていくことになるかと思っております。ただし、ため池といいますのは、基本的には土地改良施設で、これは本来農家が共同で管理してお持ちいただいているものでありますから、ここについて、全てのため池に公費が投入されて、防災化されるということでは、なかなか難しいかもしれませんが、国の制度とあわせながら、その辺のハード対策についても、しっかりと、国県と連携しながらやれることは、市としてもやっていくと、そういったスタンスで取り組ませていただこうと存じます。

以上でございます。

岡本委員長 よろしいか。

お諮りします。

もう一応、一般会計、このぐらいで、終わっていきたいと思いますけどもよろしいですか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 はい。

それでは、質疑終結をいたしたいというふうに思います。

それから議員間討議を希望される方おられますか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 ないようであれば、これより討論に入りたいと思います。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、令和元年度葛城市一般会計補正予算（第3号）について、私は反対の立場で討論に参加いたします。

先ほど来の議論で出ました、入札契約改革を通じた行財政改革を行っていくというのが、私は、今後しっかりと葛城市が取り組むべき課題だと思っております。これは一般質問で私述べましたように、国の方は、入札契約適正化法に基づいて第三者委員会による入札監視委員会を設けることと、そのほかにも細かい指針を出しております。それを見ましても、葛城市は、奈良県下でもその取り組みがおこなわれている1つの市であります。そのおかげが、きょうの議論の中でも典型的に出たなと思っております。と申しますのは、私は財政法定主義ですから、基本的な予算を決めるときには予算の目的、それから、その執行状況をきちっと審議した上で予算議決しているわけでありまして、先ほど来のあるように、体育館の空調、当初はスポットクーラーで7名ぐらいが当たるということの中で設計された。実際にそれをやる中で、なかなかいいものができたということで、それが、台風に加減があって、ほかの場所についたりして、新たにまた予算が膨らんでいくというふうな形で、なし崩し的に当初の予算目的と違う、議論と違う、そうした執行が計画され、なされていくと、それを議会が追認していくということは、私はこれはあってはならないのではないかなと思っております。

今後、葛城市の財政事情が大変悪化してくることはもう目に見えております。先ほども述べましたけれども、保育無償化、これは政府が音頭をとったわけでありまして、無償化のための予算につきましては、全額無償について、今年度につきましては国が全部持ちますけれども、来年度から市町村負担が4分の1ですか、出てまいります。会計任用職員制度の新たな財政負担8,000万円もふえてまいります。スポットクーラーつければその電気代も当然ふえてくるわけです。だから経常的な収支が、経常収支比率が98%を超える状況になっていますので、新たな事業を起こすことが困難になったり、あるいは新たな事業も困難になるだけでなく、新規の事業もやっぱりやめていかざるを得ないことも出てまいります。

そういう点から、私は予算については、計画の段階あるいは設計仕様の段階からしっかりと切り込んでやっていくと。目的に応じて議会の議決したことを守ってやっていくと。道の駅のときでもそうですけど、私見しましたが、やっぱりいいものをつくりたいと思いがあって、それでいいものをつくらうとする中で、どんどん、事業費が膨らんでいくと、その要望をどんどん受け入れていくと。そういうやり方の中で大変な事業費が膨らんでいくということになっていくわけでありまして。いろんなことで公共事業の事業費が膨らむことに対して、市民の皆さんが大変厳しい目を持っておられることは、そういうところにあるかと思いま

す。今、むしろ民間企業の方がそういう点ではコスト意識も大変高いですし、予算執行のあり方についても、会社法などで大変厳しくなっている折に、葛城市はこんな議決をするようでは、私はあってはならないと思いますので、そういう立場から反対いたします。

以上です。

岡本委員長 ほかに討論はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 私は議第73号、令和元年度葛城市一般会計補正予算（第3号）につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

令和元年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億265万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億4,425万2,000円にするものであります。本補正予算は、非常に重要な施策、事業が盛り込まれたものとなっております。市長が掲げられております防災に強いまちづくり、その重要な事業である消防団の屯所の建替え、それから、災害時の避難場所ともなっております小中学校体育館のスポットクーラー設置事業、また現在、保育人数が超過しております学童保育所の問題、用地の取得の問題等、非常に急がねばならない課題が山積しております。そういった事業に対する重要な施策が盛り込まれた補正予算となっております。

しかし残念ながら、これらの事業の中には、令和元年度当初予算に計上されている事業もあって、当初の予定のとおり進まなかったことについては、賛成が難しいところもあるんですが、入札不落になった、多い現状におきましては、予定のとおり進まない理由として認めなくてはならない面も理解いたしました。この補正予算で、既に繰越明許費を計上しております事業もございますが、今後は、計画されましたとおりに、事業完了するため、また、議会への説明も含めて、努力していただきますことを強く要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

岡本委員長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

岡本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第73号、一般会計補正予算を採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

岡本委員長 それでは、この議第73号議案に対しまして、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

岡本委員長 起立多数であります。

よって、議第73号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ちょっと特別会計で入れかえをしますので、10分ほど休憩したいと思います。

休 憩 午後4時38分

再 開 午後4時50分

岡本委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第74号、令和元年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議第74号、令和元年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。補正予算書の1ページをお願いします。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ362万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,962万1,000円とするものでございます。

事項別明細書の4ページをお願いします。下の歳出からご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費といたしまして13節委託料におきまして、電算システム改修委託料といたしまして362万1,000円の追加でございます。

続きまして、その上の1歳入の説明でございます。

8款国庫支出金、1項国庫補助金におきまして1目、1節国民健康保険制度関係業務事業費補助金として66万9,000円。2目、1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金として295万2,000円の追加、以上をお願いするものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岡本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

岡本委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

（「なし」の声あり）

岡本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

岡本委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第74号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

岡本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第74号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第75号、令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

巽部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。

それでは、私の方から議第75号、令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回は、歳出のみの補正で歳入歳出予算の総額の増減はございません。

3ページからの事項別明細書についてご説明申し上げます。

保険事業勘定の歳出で、主に人件費に係る補正でございます。3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、19節負担金補助及び交付金で80万1,000円の減額でございます。2目介護予防ケアマネジメント事業費、1節報酬で36万8,000円の増額でございます。

3款、2項、1目一般介護予防事業費で人件費分でございますが、2節給料で25万6,000円の追加、3節職員手当等で4万6,000円の追加、4節共済費で8万円の追加、19節負担金補助及び交付金で5万1,000円の追加でございます。

続きまして3款、3項包括的支援事業、任意事業費、1目総合相談・権利擁護事業費、1節報酬で103万円の減額でございます。ページめくっていただきまして、2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、7節賃金で103万円の追加でございます。これにつきましては産休と代替に係る臨時職員分の賃金でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岡本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

岡本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

（「なし」の声あり）

岡本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

岡本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第75号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

岡本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第75号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第77号、令和元年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

西川委員 76はないの。

岡本委員長 さっき言わへんなんだ。ごめん。ちょっと順番変わっていますので、ちょっとごめんなさい。議第77号を先したいと思います。

それでは、議第77号、令和元年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

森井部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、上程になっております議第77号、令和元年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。お手元の補正予算書、まず1ページの方をお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ217万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,482万8,000円とするものでございます。今回の補正内容は、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

それでは、事項別明細書の4ページの方をお願いいたします。まず、下段の歳出の方でございます。1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費で人事異動等に伴う主なものとしまして、2節給料115万2,000円の増額、3節職員手当等で87万1,000円の増額でございます。

また、歳入につきましても、上段の3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金歳出補正額と同額の217万3,000円となります。

ご審議の方、よろしく賜りますようお願いいたします。

岡本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

岡本委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

（「なし」の声あり）

岡本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

岡本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第77号議案を採決いたします。

本案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

岡本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第77号は原案とおり可決することに決定いたしました。

次に、議第76号、令和元年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西口部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議第76号、令和元年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ321万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,028万9,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算から説明させていただきますので、事項別明細書の5ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では3節職員手当等で5万1,000円、4節共済費で5,000円、16節原材料費で7万5,000円をそれぞれ追加し、一般管理費ではあわせて13万1,000円を追加補正するものでございます。

次に、2款1項公共下水道事業費、1目下水道建設費では、1節報酬で15万6,000円。2節給料で71万9,000円。3節職員手当等で111万円、4節共済費で86万9,000円、19節負担金補助及び交付金で48万8,000円を減額し、下水道建設費では、あわせて334万2,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳入予算についてご説明申し上げます。

4款繰入金、第1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で312万3,000円の減額。

5款、1項、1目繰越金で9万4,000円の減額。

6款諸収入、1項1目雑入で6,000円の追加でございます。

以上、簡単ではございますが、下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岡本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

岡本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

（「なし」の声あり）

岡本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

岡本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第76号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

岡本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第76号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第78号、令和元年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてを議

題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西口部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議第78号、令和元年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

本補正予算の主な内容といたしましては、本年4月の人事異動及び人事院勧告に伴っての
人件費の補正でございます。第2条の収益的収入及び支出では、支出の第1項営業費用で
450万3,000円を減額いたしまして、水道事業の総額を6億8,175万6,000円にするものでござ
います。

ページをめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

3条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費7,527万
1,000円を7,076万8,000円に改めようとするものでございます。

続きまして、収入支出の見積基礎に基づきまして、ご説明申し上げますので、6ページを
お開きください。

今回、収益的収入の補正はございませんでした。収益的支出の第1款水道事業費用、第1
項営業費用の第1目原水浄水費では、1節給料では55万円減額、2節手当で47万5,000円、
3節賞与引当金繰入額で14万円、6節法定福利費で55万円、それぞれ追加するもので、原水
浄水費あわせて61万5,000円の追加でございます。法定福利費の中身につきましては、共済
組合負担金、退職手当組合負担金、車検、社会保険料等となっております。この後の説明に
出てきます法定福利費につきましても、同様でございます。次に、2目配水給水費では、1
節給料で20万円、2節手当で68万4,000円。3節賞与引当金繰入額で23万円。6節法定福利
費で40万円それぞれ減額するもので、配水給水費あわせて151万4,000円の減額となります。
次に、3目受託工事費では、1節給料で25万円減額、2節手当で1万円追加、3節賞与引当
金繰入額で3万円、6節法定福利費で17万円それぞれ減額するもので、受託工事費あわせて
44万円の減額でございます。4目総係費では、1節給料で125万円、2節手当54万4,000円、
3節賞与引当金繰入額で16万円、6節法定福利費で121万円をそれぞれ減額するもので、総
係費あわせて316万4,000円の減額でございます。

以上、簡単ではございますが、水道事業会計の補正予算の説明とさせていただきます。よ
ろしくお願いいたします。

岡本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

岡本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

（「なし」の声あり）

岡本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第78号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岡本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第78号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

それでは、皆さん方には早朝から本当におそくまで長時間ご審議賜りまして、本当にありがとうございました。これをもちまして予算特別委員会を閉会したいと思います。

閉 会 午後5時04分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

岡本 吉司

予算特別委員会副委員長

松林 謙司